

衆議院 第一百八十回

平成二十四年七月二十四日(火曜日)

出席委員

委員長 武正 公一君

理事 大泉ひろこ君 理事

理事 野木 実君 理事

理事 宮島 大典君 理事

理事 坂本 哲志君 理事

理事 西 博義君

石井登志郎君

小原舞君

奥野総一郎君

杉本かずみ君

永江 孝子君

野田 国義君

松崎 公昭君

湯原俊二君

和嶋 未希君

川崎二郎君

橘慶一郎君

中谷 元君

森山裕君

笠原多見子君

稻津 久君

重野安正君

重興 安正社

総務大臣

糸形二目  
國務大臣

（邮政民营化担当）

内閣府副大臣

---

|        |      |        |        |        |
|--------|------|--------|--------|--------|
| 委員の異動  | 七月四日 | 小原 舞君  | 補欠選任   | 福嶋健一郎君 |
| 辞任     | 同日   | 白石 洋一君 | 岡島 一正君 |        |
| 和嶋 未希君 | 同日五日 | 金子 健一君 |        |        |
| 辞任     |      | 桑原 功君  | 補欠選任   | 武正 公一君 |
| 辞任     | 同月六日 |        | 補欠選任   |        |
| 稲見 哲男君 |      |        | 三日月大造君 |        |

|                                          |        |
|------------------------------------------|--------|
| 後藤 祐一君                                   | 宮島 大典君 |
| 原口 一博君                                   | 小原 舞君  |
| 福田 昭夫君                                   | 野田 国義君 |
| 吉川 政重君                                   | 和嶋 未希君 |
| 金子 健一君                                   | 笠原多見子君 |
| 同日                                       |        |
| 辞任                                       | 補欠選任   |
| 三日月大造君                                   | 稲見 哲男君 |
| 同日二十四日                                   |        |
| 辞任                                       | 補欠選任   |
| 大西 孝典君                                   | 石井登志郎君 |
| 高井 崇志君                                   | 花咲 宏基君 |
| 橘 慶一郎君                                   | あべ 俊子君 |
| 同日                                       |        |
| 辞任                                       | 補欠選任   |
| 石井登志郎君                                   | 吉川 政重君 |
| 花咲 宏基君                                   | 高井 崇志君 |
| あべ 俊子君                                   | 橘 慶一郎君 |
| 同日                                       |        |
| 辞任                                       | 補欠選任   |
| 吉川 政重君                                   | 大西 孝典君 |
| 同日                                       |        |
| 大泉ひろこ君が理事を辞任した。                          |        |
| 同日                                       |        |
| 福岡健一郎君が理事に当選した。                          |        |
| 同日                                       |        |
| 理事稲見哲男君同月六日委員辞任につき、その補欠として宮島大典君が理事に当選した。 |        |
| 七月二十三日                                   |        |
| 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)               |        |
| は本委員会に付託された。                             |        |
| 七月二十日                                    |        |

合併後の新市町への財政支援策の充実強化を求める意見書（長崎県松浦市議会（第三八二二二号））  
基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書（埼玉県吉川市議会（第三八二四号））  
基地交付金の増額等を求める意見書（千葉市議会（第三八二五号））  
国に対する固定資産税等の負担軽減を求める意見書（埼玉県川口市議会（第三八二六号））  
見書（埼玉県川口市議会（第三八二六号））  
固定資産評価基準の見直しを求める意見書（島根県邑南町議会（第三八二七号））  
地方財政の充実・強化を求める意見書（札幌市議会（第三八二八号））  
地方財政の充実・強化を求める意見書（北海道恵庭市議会（第三八二九号））  
地方財政の充実・強化を求める意見書（北海道新ひだか町議会（第三八三〇号））  
地方財政の充実・強化を求める意見書（北海道標茶町議会（第三八三一号））  
地方財政の充実・強化を求める意見書（青森県十和田市議会（第三八三二号））  
地方財政の充実・強化に関する意見書（福島県会津若松市議会（第三八三三号））  
地方税財源の充実確保を求める意見書（神奈川県川崎市議会（第三八三四号））  
地方税法第三百十四条の九第二項の規定に伴う高額還付金の財政措置等を求める意見書（長野県軽井沢町議会（第三八三五号））  
地方財政の充実・強化を求める意見書（広島県竹原市議会（第三八三六号））  
地方財政の充実強化を求める意見書（広島県福山市議会（第三八三七号））  
地方財政の充実・強化を求める意見書（山口県庄原市議会（第三八三八号））  
地方財政の充実・強化を求める意見書（山口県

岩国市議会(第三八三九号)  
地方財政の充実・強化を求める意見書(徳島県小松島市議会(第三八四〇号))  
郵政民営化によるユニバーサル(全国一律)サービス維持を求める意見書(北海道美唄市議会(第三八四一号))  
郵便局ネットワークを守り過疎地の郵便局の存続を求める意見書(北海道芦別市議会(第三八四二号))  
郵政民営化によるユニバーサル(全国一律)サービス維持を求める要望意見書(北海道余市町議会(第三八四三号))  
郵政民営化によるユニバーサルサービス維持を求める意見書(北海道新ひだか町議会(第三八四四号))  
郵政民営化によるユニバーサル(全国一律)サービス維持を求める意見書(北海道釧路町議会(第三八四五号))  
郵政民営化によるユニバーサル(全国一律)サービス維持を求める意見書(北海道標茶町議会(第三八四六号))  
郵政民営化によるユニバーサル(全国一律)サービス維持を求める意見書(北海道羅臼町議会(第三八四七号))  
郵便局のネットワークを維持し、通信と金融のユニバーサルサービスをまもるために特段の配慮を求める意見書(高知県東洋町議会(第三八四八号))  
郵便局のネットワークを維持し、通信と金融のユニバーサルサービスをまもるために特段の配慮を求める意見書(高知県田野町議会(第三八四九号))  
郵便局のネットワークを維持し、通信と金融のユニバーサルサービスをまもるために特段の配慮を求める意見書(高知県北川村議会(第三八五〇号))  
郵便局のネットワークを維持し、通信と金融のユニバーサルサービスをまもるために特段の配慮を求める意見書(高知県芸西村議会(第三八

五一号)  
郵便局のネットワークを維持し、通信と金融のユニバーサルサービスをまもるために特段の配慮を求める意見書(高知県土佐町議会(第三八五二号))  
郵便局のネットワークを維持し、通信と金融のユニバーサルサービスをまもるために特段の配慮を求める意見書(高知県の町議会(第三八五三号))  
郵便局のネットワークを維持し、通信と金融のユニバーサルサービスを守るために特段の配慮を求める意見書(高知県佐川町議会(第三八五四号))  
郵便局のネットワークを維持し、通信と金融のユニバーサルサービスを守るために特段の配慮を求める意見書(高知県越知町議会(第三八五五号))  
郵便局のネットワークを維持し、通信と金融のユニバーサルサービスをまもるために特段の配慮を求める意見書(高知県日高村議会(第三八五六号))  
郵便局のネットワークを維持し、通信と金融のユニバーサルサービスをまもるために特段の配慮を求める意見書(高知県四万十町議会(第三八五七号))  
郵便局のネットワークを維持し、通信と金融のユニバーサルサービスをまもるために特段の配慮を求める意見書(高知県大月町議会(第三八五八号))  
郵便局のネットワークを維持し、通信と金融のユニバーサルサービスをまもるために特段の配慮を求める意見書(高知県黒潮町議会(第三八五九号))  
は本委員会に参考送付された。

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)  
行政機構及びその運営、公務員の制度及び給与並びに恩給、地方自治及び地方税財政、情報通信及び電波、郵政事業並びに消防に関する件  
○武正委員長 これより会議を開きます。  
この際、一言御挨拶を申し上げます。  
このたび、総務委員長の重責を担うことになりました武正公一でございます。  
当委員会は、行政機構、公務員制度、地方自治及び情報通信、郵政事業、消防等国の基本的な仕組みにかかわる問題から国民の社会経済を支える問題まで、幅広く所管する委員会でございます。私も、その職責の重要性を認識するとともに、委員各位の御指導、御協力を賜りまして、公正かつ円満な委員会運営を図ってまいりたいと存じます。  
何とぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)  
○武正委員長 去る六日の議院運営委員会における理事の各会派割当基準の変更等に伴い、理事の辞任及び補欠選任を行います。  
まず、理事の辞任についてお諮りいたします。理事大泉ひろこさんから、理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○武正委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。  
次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。ただいまの理事辞任並びに委員異動に伴い、現在理事が二名欠員となっております。その補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○武正委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。  
それでは、理事に宮島 大典君 福岡健二郎君を指名いたします。  
○武正委員長 この際、稲見総務大臣政務官から発言を求められておりますので、これを許します。稲見総務大臣政務官。  
○稲見大臣政務官 このたび七月の六日付で総務大臣政務官を拝命し、そして十三日付で内閣府大臣政務官を併任することになりました稲見哲男でございます。  
皆様方の格段の御指導をよろしくお願いいたします。(拍手)  
○武正委員長 行政機構及びその運営に関する件、公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件、地方自治及び地方税財政に関する件、情報通信及び電波に関する件、郵政事業に関する件及び消防に関する件について調査を進めます。  
各件調査のため、本日、参考人として日本放送協会経営委員会委員井原理代さんの出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○武正委員長 御異議なしと認めます。よって、引き続き、お諮りいたします。  
各件調査のため、本日、政府参考人として総務省情報流通行政局郵政行政部長福岡徹君、総合通信基盤局長松井俊君、消防庁次長長谷川彰一君、厚生労働省大臣官房審議官篠田幸昌君及び大臣官房審議官唐澤剛君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○武正委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○武正委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中谷元君。

○中谷委員 自由民主党の中谷元でございます。きょうは、国と地方自治体との関係を中心に質疑をさせていただきます。

まず、今から一週間前ですけれども、七月の十六日から十七日にかけて、東京練馬にありまして陸上自衛隊第一師団が、首都直下型の大震災に備えまして、連隊対処訓練としまして、所管の東京二十三区の区役所に連絡要員を派遣して、地震発生時の被害の状況の確認、そして通信訓練などを目的とした防災訓練を実施したものであります。

これは、事前に区役所、担当者に対して訓練内容を説明し、庁舎の立ち入り、待機、駐車場の使用、防災担当者の立ち会いなど協力要請をして実施したということですが、当日、第一師団の連絡要員が徒歩で区役所に向かったところ、立ち入りができない、宿泊も許可されない、そして防災担当者も立ち会わない、そのために部隊と区役所をつなぐ通信訓練もできなかったところもありまして、それぞれの区役所によってこの自衛隊との関連の必要性、認識、意識に大きな差があったという報道がされました。

この訓練につきましては事前に公表されていまして、一部の市民団体が訓練を中止するように申し入れもあつたし、事前に新聞報道やテレビ特集もされたことですから、総務省や各区役所の区長、担当者も自衛隊の訓練があるという事実を知っていたと思います。

しかし、当日、自衛隊が行きますと、沿道に反対する人はいたんですが、到着した庁舎に立ち入り拒否、訓練も認めなかったという区役所がありました。例えば、防災担当者が立ち会わなかった区役所、これは千代田区など八区役所あったといいますが、本来でしたら、せっかくの機会ですから、防災担当者や自衛隊の連絡要員がマンツーマン

の関係を保ち、お互いに携帯電話の番号も交換したりして、何かあったときにはすぐ連絡をつけよう、やはりマンツーマン、フェース・ツー・フェースといいますが、そういう関係をつくり出すせっかくの機会であつたと思います。

しかし、事前に要請をしたら、夜間ということもあつて、来ても庁舎は閉まっていますよとか、ああそうですか、隣のビルを使つてくたさいとか、これが区民の命を守る区役所の防災担当者のやつていることかなと非常に考えさせられるわけでございます。

総務省としても、この報道は大きく報道されていたので御承知だと思いますが、大臣はこの事実を知っておられたのか。そして、きのう産経新聞で大きく報道されましたが、その事実を受けまして、当時の防災訓練の協力の有無を問い合わせるなどして御認識をされているかどうか、伺います。

○川端国務大臣 私も報道ベースでは承知をしております。ただ、東京都の区の世界でありますので、総務省として何か聞き取りをしたとかいうことには至っておりませんが、この問題は、どこでどうするのが適切なかはわかりません。私、今のところちよつとお答えできませんが、自衛隊の皆様が東日本大震災も含めて、災害緊急時を含めてまさに命がけで大変な困難の中で活動していただいて、国民全体として感謝をし、評価をしている。そして、今後もうこういう活動、地域を守る、まさに生命と財産を守るという活動に対して、どうしてもやっていただかなければならないという位置づけで私たちは取り組んでまいりました。

そういう部分からいうと、先生、多分かなりの違和感というか、こういうことがあつていいのだらうかという認識をお持ちだと思ふですけれども、私も正直言って新聞報道ではそういう感じを持ちましたので、どういう対応をできるかを含めて、また、それぞれの区の自治の問題というかた苦しい世界もないことはないわけですから、

その部分を越えて、基本的にこういうことは、私自身としては、せっかくの部分でしっかりと協力してみんな守るという体制はつくっていくべきだというふうに思っていますので、しっかりと対応するように私としてもまた検討してまいりたいと思っております。

○中谷委員 非常に心もとない発言だと思ひます。やはり、ふだんは地方自治体が市民の命を守りますが、いざとなつたら国がそれを助けられるように、自衛隊というのはそのためのツールの一つだと思ふんですね。

これは、阪神・淡路大震災のときも、神戸市と地元の連隊が全く面識がなかった。防災訓練にも参加させてもらえなかつたし、全くの面識がないために到着するまで四時間もかかつてしまった。そして、東日本大震災においても、地方自治体との協力関係は日ごろから非常に大事であるということとはわかつてはいるわけでありまして、これは、地方自治体が個々に判断するという以上に、やはり総務省としても、そういう話があれば積極的に参加するような通達を出すなり、市の担当者、職員にもそれだけの意識を持つように指導されるべきだと思いますが、この点、総務大臣、いかがでしょうか、そういう指導をされるおつもりがあるんでしょうか。

○川端国務大臣 起こつた事象は、私は問題が大きいというふうに認識をしております。ただ、先生、誤解のないように申し上げたいと思いますが、内閣府の防災担当の部分と総務省と、それぞれの役割もあります。そういう部分で、自衛隊の活動要請に関しても、地方自治体から要請する場合と、それから要請がなくとも行ける場合と、緊急時の活動でありますが、いろいろな仕組みは、過去の阪神・淡路の大震災の反省も踏まえていろいろな工夫は凝らされてきましたけれども、事前の訓練等々においては連携がこういう状態ではしっかりと役割を果たせないという認識は共有しておりますので、どういう対応を含めて、これは内閣全体としてしっかりと対応できるように、私なりに最大努力をしてみたいと思っております。

○中谷委員 これは地方自治体の職員の意識の問題もありますが、事実として、事前にお知らせして行つたにもかかわらず、当日、防災担当の人も立ち会わないようなところもあつたし、自衛隊が入れないようなところもあつて、わざわざ行つて、そして帰つて、また朝出かけていくようなことでは、せっかくの防災体制をつくるのには非常に、体制の構築に向けて、何か地方自治体に対する意識づけが必要だと思ひますので、今後これは御検討いただきたいと思ひます。

続きまして、三月三十一日に内閣府が公表した南海トラフ地震の津波高の推計結果は、太平洋沿岸地域の市町村は軒並み十メートルを超える津波、私の地元の黒潮町では三十四・四メートルという数字でございました。

現在、各市町村は、この数字に基づいて、住民を守るために備えをしております。ハード、ソフト両面でいろいろな対策を講じる必要があるという認識がありますが、当然、地方の自治体単独で対応できるものではなくて、国の支援が不可欠であろうかと思ひます。

伺いますが、防災対策債の交付税の措置率の引き上げなど、地方の実情が反映される措置が必要だと考えておりますが、総務省としては、この点はいかがお考えでしょうか。

○川端国務大臣 おつしやいますように、南海トラフの巨大地震モデル検討会が三月末に出した第一次報告で、三十四・四メートルという数字も出てまいりました。

また、今月の十九日には、政府の中央防災会議の防災対策推進検討会議のもとに設置された南海トラフ巨大地震対策ワーキンググループの中間報告が公表されました。その中で、南海トラフ巨大地震に関する法的枠組みについては、住民避難を軸に、避難施設、防災施設、土地利用の総合的な津波対策を強化する、行政だけでなく、民間事業者、地域住民が一体となつた対策を推進する、地

域全体として統一的、実効的な対策を推進すること等の観点から、特別法の制定に向けて具体的に検討する必要があるというふうになされたところでございます。

今御指摘の部分は、この財源の問題への御提起だというふうに思います。また、御党からも南海トラフ巨大地震対策特別措置法案が提案されていることは承知しております。

今後、ワーキングの報告等を踏まえて、防災担当大臣を中心に、法的枠組みも含めて具体的な検討が進められていくことになると思いますので、総務省としても必要な協力を行ってまいりたいと思っております。

○中谷委員 たいだいま質問しましたのは、防災対策債の交付税措置率の引き上げ、これを地元の実情が反映されるように措置してほしいという質問でございますが、この点は御検討していただけるんでしょうか。

○川端国務大臣 現行制度とそれから東日本震災の対策とに分かれてありますけれども、今のところ、すぐにこの部分をどうこうするという議論には至っておりませんが、今申し上げましたように、南海トラフに関しては、大変深刻な被害が想定されるという報告の中で、今ワーキングで検討しているわけですから、これに対するいろいろな法的措置と同時に、財源の対応のあり方については大きな課題であろうというふうに思っております。

○中谷委員 法律は結構ですが、少なくとも交付税の防災対策債というのは現在も実施されていることでありますので、こういったことが改善されなければ地方もその備えができませんので、早急にこの点は御検討いただきたいと思っております。

続きまして、平成二十四年度の地方財政計画において別枠で計上されております全国的に緊急に実施する防災・減災事業、いわゆる全国防災対策費の地方負担分について有利な起債措置が設けられて、沿岸部の市町村における津波避難対策の加速化の強力な後押しとなっているわけでありま

す。消防庁に提出された緊急防災・減災事業計画や本年度分の起債申請の状況からすると、既に地方債計画において措置されている財源措置枠というものを大幅に上回っている状況でございます。これらは復興増税の枠を上限として財源措置されていることから、当該枠を超える事業への対応については新たな財源措置が必要であるわけで、各市町村の実施する津波避難対策、避難タワーですね、こういった整備などの単独分の緊急防災・減災事業計画については各地方公共団体から緊急防災・減災事業計画を国に提出して実施することによって確保されていますが、現時点においてこの事業計画の総額、これは幾らぐらいになっているんでしょうか。

○川端国務大臣 ちよつと通告いただかなかつたので今手元で数字がないんですけど、トータルとすると、〇・八兆円という枠を増税によって賄うということを前提にして、地方が手当てするという中でございます。現在、いろいろな予定も含めると、もう枠を超えるということがほぼ確実になってきているという現状にございます。

○中谷委員 たいだいま大臣が言われたように、これらの計画を合計すると、既に復興増税を上限とした財源措置枠を超える需要がある状況であるということなんです。したがって、これらの財政需要に対応するため、今後の財源措置というものはどのようにするのか、現時点ではどう考えておられるんでしょうか。

○川端国務大臣 これは、緊急防災・減災事業を含めてトータルとしてのいわゆる復旧復興事業規模が、五年間で見込んでいたのが十九兆円という前提になっておりますが、この規模を超えるようなことが見込まれる場合には、復興財源確保法附則第十二条に基づいて、復興予算のあり方や財源確保のための各般の措置のあり方を見直すこととしております。

したがって、現在、緊急防災・減災事業についても当初想定した八千億程度におさまらない

見込みを申し上げましたけれども、この見直しの中で、地方団体における事業の実施動向や地方団体の意向も十分踏まえてそのあり方について検討してまいりたいと思っております。必要なものにしてかり手当てできるように最大限配慮していきたいと思っております。

○中谷委員 検討、検討と言われますが、時間はいくらと進んでいまして、地方では、一体どうしたらいいんだという悩みや悲鳴が聞かれています。言いたいことは、やはり今後とも現在の緊急防災・減災事業債と同等の手厚い財政支援が必要でありまして、それがないと対策が加速度的に進まないと思っておりますので、今後よろしく願いたいと思っております。

続きまして、先ほどお話がありました南海トラフ地震対策特別措置法について質問させていただきます。

この特別措置法は、自由民主党と公明党はもう既に国会に提出をして、これを本当に一刻も早く成立してもらいたいと願っておりますが、現在、民主党がこれに参画して、三党合意でも政党内合意でも、全ての政党が加わって成立させることが必要でございますが、大臣でございますが、こういった議員立法の提案をどう受け取っておられるのか。そして、民主党の国会議員とされまして、民主党もこれの内容を賛成であるとか協力しろとか、どういう所感を持たれているんでしょうか。

○川端国務大臣 先ほどちよつと申し上げましたけれども、いわゆる南海トラフに關しての巨大地震対策検討ワーキンググループの中間報告に基づいて、いわゆる法的枠組みについてはワーキンググループでいろいろ検討していたいています。それに先駆けて、御党の方から、緊急対策区域の指定、地震観測体制の整備、各種計画の作成及び計画に係る特別の措置を内容とする南海トラフ巨大地震対策特別措置法案が提案されていることは承知をいたしております。

議員立法の部分で、内閣の立場で、中のコメントをするのは差し控えたいと思いますが、御指

摘されている課題に関しては極めて重要なものであると私も共通して認識をしております。

同時に、この部分は、政府のワーキングの報告を踏まえて、主官は防災担当大臣でございますので、防災担当大臣を中心にして、法的枠組みを含めて具体的に検討を進められていくことだと思っておりますし、その部分で、議員立法の部分で、国会においてはいろいろな議論がされると思いますし、また、民主党との間ではいろいろな政党間協議が進む可能性も私は大いにあるというふうに思っておりますが、党のことに關しては、今の立場ではちよつと、民主党の議員と言われてもちよつとお答えすることはできません。お許しをください。

○中谷委員 大臣というのは、議員以上に権限も決定権も持っていますので、ぜひ、そのために政治主導ということで民主党政権の看板になっているんじゃないでしょうか。

この措置法は、石田議員や谷議員もおられますが、我が党において、防災や地方財政の専門家が知恵を出して、十分実現可能であるし、問題は財務省との財源の交渉次第でございますが、その交渉をするのが総務大臣自身でございますので、ぜひ早期に、問題は財源でございますので、総務省の中で詰めていただいて、この法案が目の目を見て、できれば政府が出してほしいんですが、政府は一向に出てこないものですから、我々提出しております。

こういった特別措置法、地方は、該当地域は心から望んでいます。少なくとも、東海大地震並みの、首都直下並みの補助率や交付率にしてほしいと思っておりますが、一体いつごろ法案提出されるんでしょうか。この見直しをお示しいただきたいと思っております。

○川端国務大臣 先ほどからお答えしていますように、この担当は内閣の防災担当でございます。そこが主管でありまして、我々は、その連携をし、サポートすることは当然でありますけれども、そういう意味で、全体として、ワーキングチームをつくって、法的措置の個別的な点

も含めて、ワーキングの報告が出て、今それを詰めている段階でありますので、具体的な検討が進められていくときに、防災担当大臣を中心に進められていくというふうに思いますので、時期等、私のところから今お答えすることはできません。

○中谷委員 本日に縦割りというが、たらい回しというが、本当に民主党というのは政治主導で生まれた政権であつて、まさに国民のニーズに応える意味では、総務大臣がリーダーシップを発揮すれば、まとめ上げるような立場になると。地方自治の面倒を見てくれるのは総務省でありますので、内閣府なんかは地方のことを責任も何も全然感じていませんよ。やはり総務大臣が先頭に立つて早急に法案をまとめていただくように、我々は全面的に協力しますので、ぜひこれはお願いしたいと思います。

続きまして、今大阪で起こっております地方公務員のあり方、つまり、市職員の政治活動を国家公務員並みに規制して、二年以下の懲役などの罰則規定を盛り込む全国初の地方条例、これを大阪府が検討していたんですね。ところが、総務省は、一地方自治体が罰則規定などの条例をつくることについて、地方公務員法に違反すると市に回答して、政府も、同法に違反するのは許されないという答弁書を閣議決定されておりますが、とてもない話だと思ひます。

現在、市職員の政治活動は地方公務員法で制限されておまして、罰則はありません。一方、国家公務員は、違反すれば懲役三年以下または百万以下の罰金があります。

今、地方自治体の実態を見ると、自治労そして労働組合の政治活動が野放しになつておりまして、これが地方自治をゆがめているんですね。だから大阪府は地方公務員に罰則がないのはおかしいとして条例を提案したのでありまして、では、国は、条例が認められないというなら地方公務員法を改正すべきでございますが、総務大臣、この大阪での動きを通じて、地方公務員法の改正をす

る必要があると思つておられるんでしょうか。いかがでしょうか。

○川端国務大臣 これは、立法府である国会で、この経過で申し上げますと、いろいろな議論がされて、現在の法律が成立をされました。

地方公務員法の第三十六条、地方公務員の政治的行為の制限については、この法律の制定時の提案理由の説明において、「職員の政治的行為の制限の違反に対しては、懲戒処分により地方公務員の地位から排除することをもつて足るとの見地から、罰則を付さないこと」とされました。また、政府提出の同法案については、職員に政治的行為を行うよう唆した者等については罰則が付されたところ、国会審議において罰則を付さないことと修正されたものでございます。

このような経緯から踏まえて、現行の法律のもとでは、法律の提案理由の趣旨そして審議の経過、成立に至る経過から踏まえて、罰則を付すべきでないという趣旨であると解されて、条例で罰則を設けることは法律に違反して認められないというふうにしたところでございます。

そういう意味で、これからどうあるべきかに関しては、国会も含めて、いろいろな幅広い慎重な議論が必要であらうというふうに思っております。

○中谷委員 もう少し地方の実態を見てくださいます、大臣。大阪の橋下市長はなぜ人気があるかというと、改革の先頭に立つて具体案を投げつけています、これをやれよ。それが響くんですよ。

大阪府の実態は、空出張、特殊勤務手当、闇手当などが以前から問題になっていまして、これは労使交渉から生み出されているんですね。以前までは地方議会もこれを見逃してきてきた。この問題を根本的に解決しようということで、条例をということを提案しました。

公務員は、確かにその勤務条件を改善するために、労働組合、職員団体を組織しています。したがって、職員団体は勤務条件の改善を図ることを目的としておりますので、活動していますが、その範囲を超えて、しばしば政治活動や選挙運動を

展開することが常態化しております。

大阪の市労連には七つの労働組合が加盟しております。全国でも、選挙のときはもう堂々と公然と組織を挙げて活動しているようなところもありまして、現実にはその応援を受けた市長が誕生をいたしております。その市長は労組に借りがあるわけで、幾ら労使交渉しても、本日に組合に配慮、配慮ということで、こういつた問題が解決できないということで、これは罰則をもつて規制をしていこうというのが大阪府の思いでもありますし、我々はそのことを痛感いたしておりますので、これを国会に、地方公務員法の改正という形で提案をする準備を進めております。

そこで、各論について伺います。

まず、この地方公務員の政治的制限をする際に、法律の問題がしばしば議論されますが、公務員の市民としての集会、結社及び表現の自由は憲法によって保障されており、これを制約するのは憲法違反であるという批判があります。

しかし、公務員というのは、政治的行為の制限をめぐるとは、中立的運営、そして国民の信頼の確保、これは地方の公務員といえども守つていかなければ成り立ちません。これを放任した場合には、政治的中立が損なわれて、それに属する行政機関の公務の運営に党派的な偏向を招くおそれがありまして、行政組織の内部に深刻な政治的対立ができて、行政の能率的な機能が損なわれるということ、そういった行政の中立的運営と国民の信頼を確保するというところで、かつて、昭和四十九年、猿払事件というものの最高裁の判決によりまして、これはやはり中立の方が大事だという判決がなされておりますけれども、この点について、大臣はいかがお考えでしょうか。

○川端国務大臣 それぞれの労働組合が結成をされて、そのときに、いわゆる労働組合として地位の向上等を含めたときに、交渉できる項目とできない項目とがあるというのは御案内のとおりでございます。そののりしかり守らなければいけないと同時に、その組織としての団体が政治的

にいろいろなことを、方針を決め活動することは、結社の自由と活動の自由において、これは憲法的にも保障されている問題だと思ひます。

ただ、公務員においては、その地位を利用して、公務員という立場でそういうことをするということは政治的中立に反するということでありますので、個別具体的に、いろいろな項目に關して、こういうことをしてはいけないということとはつきり明定をされていまして、このことに関してはしつかり守つていかなければそれぞれの信頼が損なわれることは当然のことでございます。

ただ、今御指摘の事件の判決、昭和四十九年十一月六日、猿払事件の判決では、これは、国家公務員に關して、政治的行為に対する罰則規定は合憲であるというふうになされたものを引用されたんだと思ひます。

ここで、引用しますと、「国家公務員の場合には、地方公務員の場合と異なり、その政治的行為の禁止に対する違反が行政の中立的運営に及ぼす弊害に径庭がある」、これは乖離という意味ですが、「径庭があることからして、罰則を存置することの必要性が」、中略「国会により、」承認されてきたものとみることができるといふことで、国家公務員の政治的中立からいふと、当然、罰則があつてもこれは合憲であるという判決ですが、一方、逆の見方をしますと、地方公務員とはその影響度において相当の差があるといふふうにも言っている部分もありますので、そういう部分では、いろいろな議論の中で、この判決、判例自体は私も承知をしておりますが、そういうものもしつかりと視野に入れながら今まで対応し、これからも対応していくべきだと思つております。

○中谷委員 国と地方は違うんだといううなことを言われましたが、だったら、地方分権とか地方主権とか言う資格はないと思ふんですね。

今地方にどんな権限を委ねようとしておりまして、やはりこういった政治行為が中立公正を損ないますと、本日に住民の信頼の確保がなくなります。そして、公務員たる身分を有する者が一定

の政治勢力を支持する行為を行う場合に、その公務全体の公平さに対する国民の信頼が損害される。大阪がいい例ですよね。情報化が進んで人的交流が盛んな今日に、こういったものもない。

もう一つ言わせていただければ、地域の限定性も廃止していただきたい。単なる大阪市とか京都市とか、そのエリアだけに通用する地方公務員の罰則を含めた規定ではなくて、オール・ジャパンで、地方公務員としての自覚と尊厳が保たれるという意味では、地域限定も外してしまうべきではないか。

そして、地方公務員の中でも、公営企業職員もあります。こういった人は今は除外されておりま

すけれども、例えば地下鉄の職員とか、そういう公営企業職員、こういった人の政治的行為の制限も、特定規定を廃止して国家公務員と同様にしたり、また教職員も罰則規定がございませ

寡から見えて判断されたという経過があるんだというふうに思います。一定の経過は、それぞれに合理性を持って判断されてきたものだというふうに思います。

ただ、先生御指摘のように、いろいろな部分で、行政に対して、公務員に対しての批判や不信があるというのを、信頼回復しなければいけないというところは、私もそのとおりだと思います。ただ、そのやり方に関してはいろいろな議論があるということ、慎重にやらなければいけないものは慎重にやるべきだというふうに思っていますので、先生の意見は御意見として承っておきたいと思っています。

○中谷委員 何で、公務員としてあるべき姿を規則で決めながら、これを守らせようとするのにちゅうちょするんでしょうか。

せっかく大阪市長が、もう見るに見かねて、これは罰則を規定するしかないよということで投げたボールですから、そのボールをだめだと言った以上、これはしっかり政府が受けとめて、国でこの法律改正をすべきだと思いますので、我々は早急にこの問題を国会に提案したいと思っております。

続きまして、松下大臣にお伺いをさせていただきます。

日本郵政、十月にスタートを切ることということで、かなりタイトなスケジュールの中で、今必死で、このスタートで苦勞していると思います。が、二つ提案がござい

ます。一つは、これから株の売り出しについて、私は、ぜひ地方の自治体、県とか市町村に株を引き受けてもらったらどうかと。

これはなぜかといいますと、各地において、電力株、何度

住民の見守り、こういうのは重要な地方の課題でありますので、これを認めるべきではないかというの

の一点。

もう一点は、ゆうちょ、かんぽ、これは別会社になっておりますが、実際は直営店などを持ってゆうちょは独自に営業して

いますが、やはりそれはもう局に委ねるべきではないか。

つまり、ゆうちょ会社というのは、企画とそれから管理、広報を主として、例えば工場を持たない会社もあるんですけど、まずそういったものを

のをして、そして営業、販売は郵便局が行っているようにする。そうすれば、いわゆる支店と代理店で競合すること

もなくなり、相互依存の度合いが深まって、ユニバーサルサービスの担保がしやすくなると思

います。この点につきまして、大臣の見解、並びに今後の郵政公社の再スタートに向けた取り組みについてお伺いさせていただきます。

○松下国務大臣 国会の各党各会派の先生方の必死の努力で改正案を成立させていただいたわけ

でございます。この果実はしっかりと実らせてい、それが基本でございます。

今、十月一日に向けて、工程表をしっかりと上げて、頻りに会社側、総務大臣等とも連携をとりながら、一つ一つ実現していくべき課題について、その実行可能性、しっかりと実現するよう

うに考えております。

今御提案がございましたことはしっかりと受けとめながら、十月一日、それ以降についても、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○中谷委員 余り内容のお答えはないんですが、郵政、再スタートするわけですから、この四年間の期間、利点と欠点があつて、私は、かなり意識は向上したし、効率的な運営はされたと思

います。片やユニバーサルサービスの面で、真心とか温かとか、特に地域の郵便局長は、以前は渡し切り経費というのがあつて、いろいろな募金活動とか寄附とかイベント、冠婚葬祭、これは地域の代表の一員として参加でき

ましたが、こういった改善点も必要であります。非常に身銭を切った頑張っているところもありますので、こういった改善点も必要であります。また、先ほど申しましたように、ゆうちょ、かんぽ生命は商品開発と管理、広報、

そして営業は郵便局というふうな、以前のように、全てを行っていくような、垣根のないような、さらに合理的なものにしていただきたいと思

います。大臣のお言葉をいただきましたと思

○松下国務大臣 民営化の方針のもとに分社化が進んで、かなり最前線で混乱が起こったことも事実でございますし、それを、今おっしゃったように、温かみのあるものに戻していく、そして、基本に立ち返ったユニバーサルサービス、それをしっかりとやりたいと思

っています。

今、局長さんたちの、最前線の人たちの御意見もしっかり承りながら、要望もたくさん出ておりますので、一つ一つ、それが目的に達するように、法の目的にしっかりと合致していくように、

今実現に向けて一つ一つ潰していってまいりますので、しっかりと取り組んでいきたい、そう思っています。ありがとうございます。

○中谷委員 以上で質問を終わります。どうもありがとうございます。

○武正委員長 次に、あべ俊子さん。

そうした中であつて、消防団の位置づけ、幾つか総務委員会の中で質問が出ております。消防組織法上の消防団の機関の位置づけ、これを検討す

まさに命がけで、先頭に立つて頑張っていただいたいという皆さんへの感謝とこの役割の大きさについては、国民ひとしく共有していることだと

ただいま大臣からお答えしました東日本大震災

これは、地域防災計画に基づくものでございま

すが、これは昨年の十二月につくられておりますが、東日本大震災に對しまして一体どういう点が反映されたのか、特に消防団に、消防組織に限って教えていただきたいと思ひます。

○長谷川政府参考人 お答えいたします。

お話がございましたように、災害対策基本法に基づきまして、中央防災会議が防災基本計画というのを国レベルでつくっております。これは、もともとあつたものでございまして、十二月には東日本大震災を踏まえた改正がなされたというものでございます。

そして、このたびの昨年十二月の改正の主要な部分は、どちらかと申しますと、災害対策編が幾つか風水害ですとか地震ですとか分かれております、津波の部分で地震対策編の中に一緒に入つていたということを、分けて書いた方がいいというところに大きなポイントがございまして、それに関連する改正がいろいろ行われたところでござい

ます。

そして、消防団に關しまして、それぞれの災害対策編の中に書かれてございまして、例えば地震対策編で申し上げますと、国民の防災活動の環境整備ということで、消防庁や地方団体は、消防団の施設、装備の充実、それから消防団の活性化を推進し、その育成を図るものとするなどと記載されていくところでございます。

○あべ委員 では、今おっしゃつていたので、装備の充実の観点からいいますが、特に、今回の東日本大震災に關しまして、やはり通信条件の部分をもっと充実すべきだというふうに言われているわけですか。

特に、携帯が通じなかつたことなどを考えたときに、双方の無線の通信機器が必要だというふうに言われておりますが、これは大臣、具体的に何か取り組んでいらっしゃるって、その装備の部分は充実したんでしょうか。

○長谷川政府参考人 ただいまの御指摘でござい

ますけれども、先ほど申し上げました消防団の検討会の中間報告の中で、主として安全管理の部分

について御議論をいただいておりますので、その中で、御指摘ございましたような通信機器等について、より装備を充実させるべきであるというような御提言をいただいております。

そういった中で、私どもとしましては、そういった通信機器が充実されるように、昨年度の補正予算で補助金もいただいておりますし、それから、今年度の普通交付税の中で、そういった装備品が今後とも引き続き充実できるような交付税措置の充実を図つたところでございます。

○あべ委員 さらに、そういう防災のときに、特に東日本大震災のときには、消防団が持つていた発電機、これが役に立つたということが報告の中に見られていくわけでありまして、発電機を持つていく消防団はどれぐらいあるか、消防庁、知つていますか。

○長谷川政府参考人 発電機を持つていく団体の数は、ちよつと手元に持つておらないんですが、昨年度の補正予算でいただきました消防団安全対策設備整備費補助金で、実績といたしまして、発電機を整備したところは二百三十九団体ござい

ます。

○あべ委員 やはり、市民また地域の方々の安全と安心を守るということ、その守ろうとしている消防の方々の命を守るということは、私は重要なことだと思つております。

今回の中で、いろいろな文献を読みまして、特に言われているのが長期間の活動の備え、すなわち、団員の食料の問題、水の確保、さらには燃料、電源ということも言われているわけですが、消防団の位置づけが非常勤の地方公務員とされている割には、ボランティアという位置づけにされているところもあり、実は十分な食料の部分も確保できなかったということが言われているわけですが、大臣、これは聞いていらっしゃるでしょうか。

○川端国務大臣 自衛隊と違ひまして、消防団の部分は、まさに、みずから活動し、食料も手当てをし、宿泊もできるという機能を持つていないというところが今回非常に大きな問題であつたということは私も承知しております。

同時に、先ほど来のお話の中で、今回の緊急時において、いろいろな装備においても不十分な部分がたくさんあつた。デジタルの通信、デジタル無線という最新鋭のもの以外の、ロープであるとか照明機器であるとかそういうふうな設備、装備の部分でも至らない部分がたくさんあつたということ。

同時に、水門において大変な犠牲者を出しました。こういう部分のいわゆる行動の基準、命を守るといふものと、防災をするということ、救助をするといふことの、その整理整頓も十分でなかつたといふふうな、さまざまな視点をいただいております。中の一つとして、今おっしゃつたことも私も十分承知をしております。

○あべ委員 そういう意味でいつたら、やはり装備といふことをもう少し、どういう部分を強化していくのか、目標を定めてやらないと、住民の安全を守るということと消防団員の安全の確保といふことを両方やらなければいけない。

さらには、今回、消防団が自分たちの任務を果たそうとする余りに、いつ自分たちが、自分たちの命を優先させていいのかなどの行動指針の部分

が本當にわがわからなかつた。それはそれで、消防団であるから頑張つたんだと言ふには、私は、非常勤として頑張つていらっしゃる方々の教育訓練のマニユアルの部分をもつと地域性に合わせてしっかりと対応していくべきだといふふうに思ひますが、これに關しては、今消防庁は対応しているのでしょうか。

○長谷川政府参考人 今の御指摘のうち、安全管理の行動の部分でございまして、これは御案内のとおり、大震災で情報が少ない中で水門閉鎖等に行つて非常に危険だつたといふことはもうわかつておりまして、そういうことにつきましては、先ほど申し上げましたように、中間報告の中で行動の指針を、先ほど大臣からもお答えがござい

ますが、お出しをしているところでございます。

活動可能時間という概念を用ひまして、地震が発生してから集まる時間、出動する時間、活動する時間、それから退避をする時間、それに余裕を持った安全時間等を計算して対応できるような取り組みを今後していかなければならないということとを打ち出させていたでございまして、そのことは既に地方にもお伝えをしたところでござい

ます。

それから、資機材でございまして、資機材と教育訓練につきましては、ただいま、引き続きその検討会をやつてございまして、先ほど申し上げましたように、装備や教育訓練について御検討いただいております。これは八月には一定の結論を出していただけたと思つてございまして、それを踏まえながら対応してまいりたいといふふうに考えております。

○あべ委員 八月の何日ぐらいに出てきそうですか。

○長谷川政府参考人 ちよつと、ただいま、日程が正確に定まつたわけではございませぬけれども、八月中にはできるように努力していきたいと思つております。

○あべ委員 それまでに解散があるかもしれませんが、八月中にはつくつていただきたいといふふう

うに思つております。

また、消防団の報酬、手当てについてです。これは市町村の条例で決まつておりますが、かなり格差があるといふことを私は前回データで見ましたが、消防庁の方で、最大何倍ぐらいの格差があるか、御存じですか。

○長谷川政府参考人 消防団のいわゆる報酬でござい

せんけれども、幾つかの支給例を見ますと、多いところで、交付税の単価をかなり上回ります。年額でございしますが、十数万円を出されているところもあるようですし、少ないところでも一万円を切ったところもあるというような状況でございます。

○あべ委員 条例によってかなり格差があるというところは、やはり、地域の安全、安心をどこまで消防団の方々にお願いするかという市町村の態度がそのままあらわれているのではないかと、ふうに私は思うわけであります。

また、団員に関しても、一時二百万人いたものが今は八十八万ぐらいになったんだと思っておりますが、それに対しても、私は、消防団のイメージということを考えていくときに、子供のころから子供消防団とか、私のいる地域にもございしますし、婦人消防団みたいなものもございします。やはり地域と一緒に頑張っていくんだということをもっと啓発しなきゃいけない。さらには、例えば大学の中にもつくっていくとか、高校の中にもつくっていくとか、そういう昔からなじむもの。

実は、昔は青年団があったんです。青年団があったがゆえに、そのまま消防団にみんなシフトしたわけでありましたが、特に、市町村合併の部分もございしますが、地方には仕事がないということが若者がいなくなったことに連動し、それがそのまま消防団の数が減ってきた。消防団の平均年齢を見ますと、どんどん上がっておりまして、六十近くになってもやめられない、人がいないからやめられないというところもあるわけでありまして。

そうすると、そのイメージに対して、もっと全般的に、これは総務省だけではなくて、文部科学の部分もしっかりと引き込みながら、地域の防災、地域のつながりというのを考えていかなければいけないというふうに思うわけであります。○川端国務大臣 消防団員が一番多いときに二百万人いたのが八十八万人、現実でございします。そ

して、平均年齢も、昭和五十年で三十三・三歳が、現在は三十九・一歳。昭和五十年で二十歳代が約四割が、現在は一八％。先生御指摘のとおりでございます。

それは、やはり地域に若者がなくなってきたと同時に、私も、これをどうして打開できるかというところで、現地の消防団の皆様、若い人も含めて、どうして入ってくれないのか、こうしたら入ってもらえるのかということ提案してほしいというお願いをいたしました。そういう中で、いろいろ若い人に話すと、かた苦しい組織というイメージがある、上下関係が厳しいという。それから、時間が拘束される。あるいは、やはり一番大きかったのは、サラリーマンの方が多くて、昼間だけではなくて、訓練等々に時間が割けないというふうなことでありまして、確かに、昭和五十年に比べれば、平成二十三年では七・一％というところでございします。

そういう意味で、いろいろな事業所に協力していただくということと同時に、やはり子供のときからということと若者に対して、女性に対して、いろいろなキャンパーンやそういう活動、あるいは若い人が頑張っているということの士気を高め、周りに影響を与えるというふうな意見発表会のイベント等々、あるいは協力事業者を公示すること、かいうことをやっているんですが、先生御指摘の中で私も一番大事だと思つたのは、地域で消防団を支える仕組みを何とか構築したい。みんな地域を守っている、その中に消防団の皆さんが一番中心になって頑張っていたらいいのだというところを今議論し、検討しているところでございします。同時に、もう一方の処遇に関しても何らかの手当てが、財政措置を含めて、我々の手でどこまでできるかということも検討しているところでございします。

○あべ委員 ぜひとも検討より一歩進んでいただきまして、前向きにその位置づけの部分、特に、消防法に関しても見直しをお願いしたいとこ

ろであります。最後にありますが、ちよつと携帯電話に関して質問させていただきます。

SIMロックに関してでございますが、今、私はちよつと電話をスマホにしなきゃいけないという個人事情がございまして、スマホにしたいんですけど、携帯で耐えてきたわけでございますが、特に海外に行ったときの不便さが、海外パケ放千九百八十円とかいったのはたまつたものではないということ、メールだけ受けたいというところ、とでずつと私は携帯電話にしていたわけでございますが、そのときにSIMロックで非常に大きな壁を感じたわけであります。

ロックの解除に向けたガイドラインを総務省が、二十二年の四月に出しているわけでございますが、ところが、解除した割には非常に使い勝手が悪い。これに関して、大臣、どのように認識しているのでしょうか。

○川端国務大臣 SIMロックフリーのガイドラインをつくりまして、民間事業者が自主的にできるだけ推進するようにということでガイドラインをつくりました。

NTTドコモにおいては、ある時期以降の機種は全部SIMロックフリーにしておりますけれども、例えば世界的に一番使われている 아이폰 の国内でいう部分でいえば、解除されていない。先生御指摘のように、海外で使う、あるいはいろいろな機能でいうと、実はSIMロックフリーのものにしても、通信事業者との部分の契約条項を含めて大変いろいろ、まだあつちとこつちを差しかえてどう使えるという状況にないという部分があることは事実であります。これは個人的な話で恐縮ですが、私もいろいろな事情の中で今 아이폰 を持っておりますが、SIMロックフリーの 아이폰 を手に入れますと、NTTドコモの回線を使っているということをしておりまして、いろいろ便利な部分と不便な部分がまだあります。解決すべき課題はたくさんあります。しかし、SIMロックフリーにしていこうと

利便は非常に大きく得られることは事実でありますので、ガイドラインを通じて自主的にしつかりやってくださいという今の状況であります。その段階を踏まえる中で今検証しておりますので、そういう部分を含めて、より促進されるようにということ、我々としては取り組んでまいりたいと思っております。

○あべ委員 아이폰とドコモのSIMというのが最強のマッチというふうになされているわけですが、そうすると、SIMロックフリーのものを入手しようと思うと、まあ脱獄、そのSIMロック解除のソフトを入手するか、もしくはアマゾンでSIMロックフリーのものを買うか、海外へ行って買うかということになってくるわけでございますが、こういうことを続けていきますと、結局、日本の国益を損ねてしまうことになる。日本だけがなぜこのような形で閉鎖的になつてしまっているのか。

また、SIMロックを解除しているといういながら、ミニSIMというものを使つてしまうと海外のSIMが入らなくなるんですね。これは一体何のために解除したのかよくわからないことになつてしまっているわけでありまして、大臣、このミニSIMということに関しては御存じでしたか。

○川端国務大臣 承知しております。

○あべ委員 このミニSIM、海外で使っているところがどれぐらいあるか御存じですか。

○川端国務大臣 済みません、そこまでは存じておりません。

○あべ委員 参考人、御存じですか。

○桜井政府参考人 先生今お尋ねのミニSIM、いわゆるマイクロSIMでございしますけれども、これは国際的なヨーロッパの標準規格になっているということで、だんだん機器が小型化してくるというふうなこともありますので、だんだんミニSIMの方へ移行をしている。したがって、最近のスマートフォンはほとんどこのミニSIMであるというふうな認識しております。世界的にもそういう状況になっているというところでござい

す。

○あべ委員 ですが、先進国に行ったときはいいんですが、そうじゃない場合にはミニSIM対応じゃない場合があるわけでございまして、アクロバットで、それをカッターしてアダプターがあるから入れるという方法もあるんですが、非常に壊れやすいということのウォーニングはずっと出されているわけでございますから、その標準化が本当に標準として、大きなSIMもミニSIMの部分もスタンダードとして使えるように、変なカッターをしてアダプターが機器を壊すような危険性が全くないとは言えないというふうにその機材を売っているところから言われているわけでございまして、その辺のリスクも考えたスタンダードをぜひ考えていただきたいと思うわけでございます。

ぜひ、総務大臣、御自分だけSIMロックフリーのものを買ってドコモをはめるなんということをしなさい、やはり日本人の携帯電話がスマホも含めて全部使いやすいように、大臣なんですから頑張ってくださいと思います。どうぞ、一言。

○川端国務大臣 私、iPhoneを二台持って、両方使っているんですけども、やはりSIMロックというのに非常に関心がありまして、実際使ってみればどういことが起こっているのかということも含めて私は所有いたしました。そして、便利であるけれども課題がいっぱいあるということも身をもって、休みの日、一日ぐらい潰して設定をするとか、そういうこともありましたので、トータルとして、基本はSIMロックフリーが進むようにということをつくったのがガイドラインでありますので、これが着実に、より加速して進めるように、最大限頑張っていきたいと思っております。

○あべ委員 ぜひ大臣在任中によりしくお願いいたします。

以上、質問を終わります。

○武正委員長 次に、福岡健一郎君。

でございます。

まず、質問の前に、今般の九州北部の豪雨で、たくさんの方々が亡くなられました。心からお悔やみを申し上げますとともに、今なお被災をされている皆様方にもお見舞いを申し上げます。そして、そういう中で、災害救助あるいは生活支援、再建支援のために頑張っておられます自衛隊の皆さん、あるいは警察、消防の皆さん、自治体職員の皆さん、そしてボランティアの皆さん、皆様方の活動に心から敬意を表するものでございます。

私の地元であります熊本でも、きょうの九時現在、お亡くなりになられた方二十三名、行方がいまだ判明されておられない方二名、床上、床下浸水が三千六百戸超というふうに、とても大きな被害になっているところでございます。

七月二十日の日に野田総理大臣は熊本で、いわゆる農地等の分野において激甚災害指定に向けた所要の手續を速やかに行うよう指示したというふうにおっしゃっておりますけれども、あらゆる分野において、政府には、一刻も早い激甚災害の指定と、それに伴う復旧復興に向けて全力で取り組んでいただきたい、我々も全面的にバックアップをしたいというふうに思っているところでございます。

そこで、川端大臣にお伺いをしたいんです。きょうお昼のニュースでもやっておりましたけれども、熊本、福岡、大分の三県に、あす、普通交付税を前倒しで現金交付をしていた、たけつというところで、これによって当該自治体の資金繰りが回るといふことで、これは率直に私も評価をしたい、よく迅速に御対応いただいたなというふうに思っております。

ただ、今後、例えば特別交付税等の措置とか、あらゆるいろいろなことがあると思うんですけれども、今回の豪雨被害で、被災をされた自治体に対して、総務省としてどういうふうな分野でどのように取り組んでいこうとされているのかについて伺いたいと思います。

○川端国務大臣 まず、先生の御地元を含めまして、二度にわたる豪雨で大変な犠牲者を出しまして、改めてお悔やみを申し上げます。被災者の皆さんにお見舞い申し上げます。また、関係者の皆さん、本当に御苦労の中で頑張っていたに違いないことにも感謝と敬意を表したいというふうに思っております。

今御指摘いただきましたように、一刻も早く被災自治体がしっかりと対応できるように、そしてそのときに資金繰りがショートしないようにということ、第一次の、七月七日までの大雨のときの分は、七月十八日に、定例交付の分の交付税の三割、二十三億三千万円。そして、七月十一日からいわゆる九州北部豪雨につきましては、あす、熊本県内五市町村、大分県一市、それから福岡県の八市町村の十四団体に對して、八十一億二千五百万円を繰り上げ交付いたします。これはもう緊急に、できるだけ早くということでもあります。

そして、今後、復旧復興に向けた事業がこれから本格化していくということになりますので、この部分では、被災の地方公共団体と我々とで、きめ細かく実情をお伺いし、御相談に乗りながら、総務省として、関係省庁とも連携をとりながら、特別交付税措置も含めて、地方交付税それから地方債による地方財政措置を講じて、その財政運営に支障が生じないように、できる限りの対応をしてまいりたいというふうに思っております。

○福岡(健)委員 先ほど中谷委員の質問にあったかと思いますが、総務大臣は地方自治のトップリーダーで、牽引をさせていただくというのが大きな役回りだと思っておりますので、このあたり、被災地、被災自治体の現状を踏まえて、速やかに的確な対応をぜひお願いしたいというふうな思っているところでございます。

きょうは、消防の話と郵政のお話、この二つについて、時間の許す限り、概括的ではありませんけれども質問させていただきたいと思っております。なぜならば、先ほどあべ委員の質問にもありまし

たけれども、消防団、そして郵政、郵便局というのは、地域の生活のネットワークの非常に大事な重要な部分だと私は思っておりますので、この二つについて順次質問をさせていただきます。

まず、消防に伺いますけれども、直接この九州北部豪雨について消防庁本庁としてどのような対応を今までされたのか、これについて御答弁をください。

○長谷川政府参考人 お答えをいたします。今般の大雨では、私どもで昨日夕方現在の被害状況をとりおきますけれども、お話しさせていただきますように、人的被害として、熊本、福岡、大分で死者三十名、行方不明者三名などとなっておりますのでございまして、また、住家も極めて甚大な被害を受けているという状況でございます。

各被災地域におきましては、地元の消防本部、消防団が避難誘導、救出救助活動及び行方不明者捜索活動等を実施されたところでございますが、私ども消防庁といたしましては、ただいま申し上げましたような被害状況の把握に努めますとともに、災害対策本部を設置いたしまして、特に土砂災害によって人的被害の大きかった熊本県に職員を二名派遣して、現地との連携を強化して対応したところでございます。

また、熊本県及び福岡県からの要請を受けまして、消防防災ヘリの広域応援の調整も行いました。具体的には、七月十二日に熊本県に對しまして長崎県や福岡市などのヘリを、それから七月十四日には福岡県に對しまして宮崎県や長崎県などのヘリの応援の調整をしたところでございます。

○福岡(健)委員 消防庁本庁の対応ということにおいては、情報収集をベースに、打てる手を打ったということだと思えます。一方で、やはり消防庁というのは、私は、この国の消防行政を統括している、それは一つ一つは地方自治体の消防本部、消防局に任せるとしても、消防行政全体を見ていく立場において、もっとも、この動きでよかったのかどうかということについては今後検証されると思いますので、それは私どもも、要す

るにビヘーピアとして適切だったのかどうかということはまた検証する機会があると思います。

一方で、先ほどあべ委員からもありました消防団のお話なんですが、例えば、皆様方もテレビでご覧になられたかと思いますが、大雨の中、白川という川が蛇行している龍田陳内というところがあるんですが、そこからヘリコプターで救助されている、こういったときには、すぐに熊本市の地元消防局が入って、そして消防団がカバーをするというふうな、極めて連携がうまくいったケースもあります。

一方で、これは少し市内を離れたところだと思いますと、先ほどのお話にもありましたけれども、やはり大雨が降っているときには、ちょうど真夜中でございます、真夜中で、消防団集まれというふうな招集をかけても三名しか集まらない。川の水はどんどん増水していく、もうなすすべもないというか、むしろ自分たちの身に危険がある、こういうような状況もあるわけです。

ですから、一つ消防団という話をとつても、先ほどの質疑の連続にもなりますけれども、いろいろな場所で行っている状況があるのも事実であると思っております。

消防庁さんから数字をいただいたところによりますと、熊本県でいいますと、消防団員の実数というのは、平成二十三年で三万七千七百十七名、これは人口百人に対して一・九名ということなんです。全国平均が百名に対して約〇・七名ということで、全国平均よりは多い。実はこれ、熊本は上から数えて三番目なんです。でも、この三番目の地域であっても、一たびこういった、かつて経験したことのないような状況になると、こういうふうなことが起こっていくわけでございます。

一方で、これは当委員会の皆様方よく御案内のことだと思えますけれども、全国の消防団員の数というのは徐々に減っています。ピークは数十年前、二百万人ぐらいいられたみたいですが、今も今は八十八万人ということで、地域のいわゆる

自主防災組織というのはこのところふえてはいますけれども、消防団員については減ってきているというところがございます。

ここで、消防庁にお伺いをしたいんですけれども、三点お伺いをしたいと思います。

常勤の消防本部があつて、それを消防団がカバーするというのが私は本来の役目だと思んですが、この現状について、一点目は、消防行政の立場から、今の消防団の現状をどのように認識されているのか。二点目は、それに対してどのような対策を講じられているのか。三点目は、そういった対策を講じられても、講じているからこそ微減にとどまっているという言い方ができるのかもしませんが、結果として消防団員の数が減っているわけですね。これについてどのように現状整理をされているのか。この三点について答弁をいただきたいと思えます。

○長谷川政府参考人 お答えをいたします。

先ほど来の御答弁と若干重なる部分もあるかもしれませんが、まず、消防団に対する認識でございますが、繰り返しになりますけれども、我が国は非常に災害が多い国土でございます。そういった中で、消防団の方々は、みずからの地域はみずからで守る、こういう郷土愛護の精神に基づきまして、これらの災害に日夜立ち向かい、また地域の安心、安全の確保に大きく貢献していただいているというふうな認識をいたしております。

また、災害時以外におきましても、例えば予防のようなことで、戸別訪問いたしまして防火指導をするとか、あるいは地域行事の際には警戒活動をしていただくとか、そういったいわゆる地域の防災あるいは地域コミュニティにとつても大変重要な存在になっておるといふふうにも認識をいたしております。

しかしながら、御指摘ございましたように、さまざまな要因がございます。消防団員の数は減少傾向がずっと続いているという状況でございます。また、大臣からも御答弁がございまして、

たが、あわせまして、消防団員の平均年齢が上昇するとか、あるいは消防団員に占めるサラリーマンの割合がふえるとか、そしてそのことによって屋間の活動ができる団員数が減少しているとか、そういったいろいろな課題が生じているというふうな考えております。

そこで、消防庁といたしましては、さまざまな取り組みをいたしてきておりますけれども、例えば、毎年一月から三月を消防団員入団促進キャンペーンといたしまして、特に、先ほど来話が出ておりました、女性や学生をターゲットといたしました広報を展開したり、あるいは若年や中堅の団員、女性の士気高揚を図るための意見発表会を開催したりというような取り組みをいたして、その活性化に努めております。

また、このほか、これも先ほど来御答弁がございましたけれども、消防団員の年額報酬あるいは出動手当、あるいは装備、施設の強化に対する地方財政措置の充実、あるいは消防団員の技術の向上と士気の高揚を目的とした消防操法大会の開催等の支援、あるいは消防団への理解及び参加促進のためのいろいろな、例えばホームページですとか消防団協力事業所表示制度ですとかそういった施策をとったり、あるいは消防団組織、制度の多様化をするということ、特定の場合や大規模災害等の特定の局面に限定して活動していただく機能別分団制度を導入したりというふうな、さまざまな取り組みをしてきたところでございます。

しかしながら、なおこういうふうな減少傾向が続いているところでございまして、先ほど大臣からも御答弁いただきましたように、さまざまな視点があるかと思えます。そういったことを踏まえまして、これも先ほど来御答弁しておりますような検討会を開催いたしておりますので、そこでの検討を踏まえまして、引き続き、処遇改善、活動環境の整備などの消防団の充実強化に取り組んでまいりたいというふうな考えております。

○福岡(健)委員 今のお話は先ほど来からあるお話でございます。そこで現状は把握されてい

るのであれば、やはり一刻も早く手を打っていかないといけないというふうな思っています。

例えば、高齢化しているということは、一つは今おっしゃったように、若い方がなかなか入りにくいということもあるかもしれないけれども、こういう言い方をすると正しくないのかもしれないけれども、あと少し頑張れば叙勲の対象になるとか、そういったこともひよっとしたらあるのかもしれない。それは僕はわかりません。わかりませんが、だとするならば、そういった仕組みと実際の仕組みを分けて考えればいいのであつて、もっと実態をきちつと分析して、今消防庁がおっしゃったことはまさしく一理ある、そのとおりだと思っております。でも、であるならば、そのほかの要因と比較して、手を打っていただきたい。これが消防行政の肝だと私は思っていますので、これは当委員会でも、これから私もいろいろとまたお話をさせていただきたいと思っております。

そして今度は、これに絡んでお金の話なんですけれども、これは稲見政務官だと思いますが、いわゆる地域自主戦略交付金、一括交付金ですね。都道府県が裁量的に使える、ことしからは政令市も使えるというふうなことは地方でやるということなんです。地方にできることは地方でやるということなんです。いわゆる消防庁マターとして、平成二十四年度、今年度で、消防防災関係でそつちにシフトした事業、細かい話になると多分時間がたちますので、大まかに言つてどういったものがあるのかというのと、そういった事業をやるに当たつて、消防庁として、あるいは総務省としてその交付金に拠出した金額、そして、拠出して実際に配分された、当該事業に使われた金額、この三つについて教えていただきたいと思えます。

○稲見大臣政務官 御質問、どうもありがとうございます。

二十三年度から都道府県、そしてこの二十四年度から政令市ということでありまして、消防防災施設整備に関する事業ということでは

いますと、都道府県、政令市共通のものとしては、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、林野火災用活動拠点の広場、あるいは広域訓練拠点の施設、そして救急安心センター等の整備事業、こういうこととなります。それから、政令指定都市固有としては、高機能消防指令センター総合整備事業、こういうものがございます。

それで、先ほど申し上げましたように、昨年、都道府県というところでいいますと、わずかでありますが、千二百万円、消防庁から拠出をいたしております。ことは、政令市を含めまして、一億八千七百万円を拠出したところでございます。

その上で、それぞれの地方公共団体から自主的な事業選択に基づいて事業実施計画が提出をされているわけですが、使い勝手のいい交付金として、それぞれに優先順位をつけてこれを使っておられるということから申し上げますと、大変申しわけないんですが、拠出をしたにもかかわらず、去年もことしもこの事業で配分実績はない、こういうことでございます。

以上です。

○福嶋健委員 ありがとうございます。

答弁は求めませんが、そういう意味では、総務大臣として消防庁の皆さん、都道府県、政令市が自由に使えるお金ではありますが、今のお話だと、二十四年度は二十三年度と足すと二億円ぐらいい出して、金額の多寡はともかく、今御説明ありましたいわゆる備蓄の倉庫、非常に大事な設備で、それは単年度はそうじゃないかもしれないけれども、やはりそういったものを積み上げていくということについては意味があると私は思っているんですね。

ただ、それが結果としてこの交付金の中で使われていない、配分されていない、そこまで回らないということは、最終的ないわゆる配分権限というのは当然都道府県、政令市にあるとしても、やはりそれは消防庁として、こういったものもどうですかというプレッシャーという売り込みというか、これは私には必要ではないかというふうに考え

ております。

とにかく、地域の防災ネットワークがきちっと整備されなければ、国の防災ネットワークが整備されないのは当たり前のことでございまして、ぜひこのあたりも、一括交付金に切り出したからということだけではなくて、そういったこともお願いをしたいというふうに思っているところでございます。

次に、郵政のお話であります。

先ほどお話がございました、十月一日に向けて、今関係各省庁及び日本郵政、現場の郵便局の皆さんの間で急ピッチにいろいろな手続が進んでいると思います。これは、ここにおられるほとんどの皆様方が二〇〇九年の総選挙で、私もそうでしたけれども、地域のネットワークは守る、郵政の民営化は見直すんだというふうなことで約束をしたことでもございますので、この約束が一步、二歩進むために、十月一日に向けて、所管庁としても手続を遺漏なく進めていただきたいとは思っています。

この民営化法の改正で、いわゆる郵便、貯金、保険、三事業のユニバーサルサービスが担保をされているわけですが、私が思いますに、やはり過去の経緯を見ると、例えば、公社時代というのはどちらかというと、これは違うと言われればそうかもしれませんが、ユニバーサルサービスに重きを置く。それが、民営化になったらやはり収益、民間会社ですから、収益にどちらかというとシフトしていく。我々は、それはどうなの、やはりユニバーサルサービスが失われるのはどうなのというところで、一つ政権交代をなし遂げた大きな要因であるというふうに私は思っておるんですね。けれども、それを経て、そして今回、そのユニバーサルサービスを担保しましたということ、そして、収益を民間会社として志向すること、そしてユニバーサルサービスを担保するというところ、二つやはり出てくるというふうに私は自分の中では整理しておるところでございます。両立するというのはすごく美しいんですけど

も、やはり現場で見えますと、例えば集配郵便局的な役割を担う、そうですね、町とか村もあるのかもしれないんですが、局員さんが十名足らずのところ、窓口におられて、局長がおられて、配達等されている人が二、三名おられるというふうな郵便局の中で、では今回、ユニバーサルサービスはやらないといけない、でも一方で、何とか郵便局に対して一定の収益目標というのは、多分僕は落ちてくると思うんですね、民間会社だから。そうすると、それが本当にさらに現場を過酷にさせるのではないかとというふうな懸念も私は持っております。そこで、松下大臣にお伺いしたいんですけども、いわゆるこの新体制における、収益を追求する、そしてユニバーサルサービスを担保するんだというこの二つというものは両立すべきなのか。所管大臣として、この二つについて、どのように現状をお考えになられておられるのかというのをぜひお聞かせいただきたいと思っています。

○松下 国務大臣 今回の改正法案は、議員立法として、時間をかけて、そして多くの人の知恵をいただいてまとめたものでした。この国会の意思というのは、果実としてしっかりと実らせて成果を上げたいということが基本でございます。

その上で、今、法律の新しい改正法案の中では、三事業をとにかく一体的に、地域にしっかりとユニバーサルサービスをしろということが義務づけられております。分社化によりまして、一定の期間、厳しい競争という条件のもとで現場の第一線が相当混乱しましたし、また、その後遺症も残っております。そこを一刻も早く、本来の地域のサービス、三事業一体化というところをしっかりとつくりかえていくという努力が必要でございまして、これは法の趣旨としてもしっかりと上げられていきますので、しっかりとやりますというふうに考えています。

同時に、民営の株式会社でございまして、社会の信認を得ていくというためにも、経営の安定、そして改善というものはやはりしていか

きやいけない。特に、地方の小さな、小規模な郵便局というのはなかなか苦労があると思います。しかし、そこは知恵を絞って、公共性と地域性、ここをしっかりと法の中にうたい上げられておりますので、知恵を絞ってやっていきたい、こう思っています。そこが法の趣旨にあると思っておりますので、収益性と、そして公共性、地域性をしっかりと生かしながら知恵を絞ってやっていくというところで、今工程表を組みながら、各郵便局長さんたちのいろいろな御意見を、生の声を伺いながら整理して、一つ一つ取り組んでいきたい、そう考えています。

○福嶋(健)委員 今の大臣のお話を私なりにまとめますと、この法律をやって、ユニバーサルサービスをやる、一方で、効率化、経営の安定も当然図っていくのだというふうなことで、両立をしますよ、両方頑張りますよというふうなことだと受けとめました。

この中で、今経営の効率化というふうなことを大臣はおっしゃいました。

ちよつとこれは質問通告していただんですけども、もうこちらの方で整理をしますけれども、現時点では、いわゆる二万四千ぐらいの郵便局のうち、郵便しかなかったというものはわずかに五十六局、〇・二%ぐらいなので、九九・数%はもうちゃんと、事実上、それは全部の業務をやっているかどうかは別として、スタートをするわけですね。

ただ一方で、日本郵便株式会社法施行規則第四条第一項というのがあって、これは、郵政の三事業を行う郵便局は、いずれの市町村も、特別区を含んで、一以上となつていて、言葉の裏を返せば、一つあればいいんだというふうにも整理ができなくもないというふうなことであります。

これを踏まえると、例えば田舎のというか地方の広い町に、今はAとB、二つ郵便局があるのを、いや、一以上でいいんだよ。会社が、さっきの効率化なんです、経営の安定化なんですというところで一つにする、これはたてつけとして

できるかどうかはわかりませんが、では、二つあるけれども、A局は貯金業務は月、水、金、B局は火、木とか。いや、法律でそのようにならないんだといえはそれまでなんですけれども、要は、そういうことで、この第四条第一項に基づいて、これは先ほど松下大臣がおっしゃったような、その効率化ということの中で会社がそういったことを思う可能性もなくなると私は思っています。

これは松下大臣というよりも、政省令なので川端大臣にお伺いしたいんですけれども、新しい体制で会社の方がこのような方向感を持つ、今申し上げましたように、民間会社として、収益を、効率化しないといけない、安定化しないといけないという観点から、この四条一項をベースに合理化をしますよ、そういったことを企図した場合に、これは政省令の所管官庁としてどのように対応されるのかということについて御答弁をいただきたいと思っています。

○川端国務大臣 ユニバーサルサービスと経営の利益の追求というのは大変難しい問題でありますけれども、やはりユニバーサルサービスは堅持するというのが今回の法改正の中でも一番大事な考え方でありまして、そういう意味では、今御指摘の、郵政民営化法の一部改正法の十月一日に向けて関係政省令の整備を進めておりますけれども、今おっしゃったような、定量的に、いずれの市町村においても一以上の郵便局を設置しなければならぬという基準のほかに、定性的ではございますが、地域住民の需要に適切に対応することができるよう設置されていること、交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用することができる位置に設置されていること、過疎地においては、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行の際現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とすることという基準も引き続き設置してまいりたいというふうに思っておりますので、数だけではなくて、定性的にはそういう今申し上げた三つの部分も基準ですと

いうことと同時に、技術的に申し上げますと、個別の郵便局の設置状況については、日本郵便株式会社法第六条第二項によりまして、設置場所等を総務大臣に届け出ることになっておりまして、これを変更する場合は、その内容を理由も含め、届け出させることにしております。

したがって、総務省としては、郵便局の設置状況に変更があるような場合には、日本郵便株式会社からその理由等を聴取するなど、郵便局設置基準を充足する内容となっているかを確認することを考えておりまして、今申し上げた基準に合致しているかどうかということで委員御懸念のような事態が発生しないように、必要な場合には、監督上の命令を発出することなどで適切に対処してまいりたいと思っております。

○福岡(健)委員 今大臣がおっしゃったような、地域住民の需要に適切に対応するとか、交通、地理その他の事情を勘案してというのは、これは第二項に定められておりますけれども、具体的な数字が出ていないわけですから、ここについては、今後また本委員会の議論を通じて、私の方もいろいろとまた伺いたい、いい形にしていきたいというふうに思っております。

終わります。ありがとうございます。

○武正委員長 次に、稲津久君。

○稲津委員 公明党の稲津久でございます。きょうは、地域医療についてということで何かお伺いしたいと思っております。

それから、政府参考人としてきょうは厚生労働省からもお越しただいておりまして、後ほど数点お伺いさせていただきたいと思っております。最初は、総務大臣にお伺いします。公立病院における地域医療の現状認識についてということでお答えいただきたいと思います。これは、当然ですけれども、地域で暮らしていくに当たって一番大事なライフラインというのはやはり医療であろう、私はこのように思っております。一方で、では、その地域医療が現状どうなっているのかということなんですけれども、こ

れは、私の認識としては、全体としてはやはり少し厳しい状況になってきているのかなというふうな思っております。特に、これは北海道の道の調査ですけれども、もちろん医師の偏在の問題はありますが、具体的に千七百五十人の医師が直近の調査では不足している、こういうような報告がありました。

これはとりもなおさず、平成十六年度から実施されています臨床研修医制度の導入からやはり医師の偏在が非常に顕著になっている、こう言えると思うんです。自治体によっては、首長さん初め関係者が全国を医師の招聘で飛び回る。所によつては、その町長さんや市長さんの一番大事な仕事というのは医師確保である、こういうところもあります。

そこで、公立病院における地域医療の現状、これを考えるときに、私は、地域医療はもはや地域だけで解決できるような状況からは少し超えているだろう、こう思っているんですけれども、大臣としての所見をお伺いしたいと思います。

○川端国務大臣 地域にとつて、医療の確保といえますが、極端に言えば最低限の医療はどうしても必要でありまして、その中で、やはり公立病院が果たしている役割というのは極めて大きい。とりわけ、そういうお医者さんが足りないようなところにおいてこそ公立病院という役割が非常に重たいということはもう先生御指摘のとおりでありまして、そして、その経営に関して、お医者さんの充足だけではなくて、経営状況そのものに大変御苦労いただいていることは事実でございます。

平成二十二年度の病院事業の経営状況は、トータルで、純損益で九億円の黒字。平成二十一年度は、一年前は一千七十億円の赤字でありましたので、これは、実は昭和六十三年以来二十二年ぶりの黒字になったということで、好転はしたとはいえ、九億円という微々たる額です。

しかも、この背景は、平成二十二年度のいわゆる診療報酬の改定によりまして、特に大規模病院の収入が一気に伸びたことで収益改善に大きく寄

与したということでありまして、二十二年ぶりに黒字になったということですが、中身的に言えば、深刻な医師不足等々、病院事業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。平成二十二年度決算は、繰り出し基準に基づかない多額の他会計からの繰り入れが行われた上での黒字である、あるいは、中規模病院の決算は赤字基調であるということも考慮すれば、今後さらなる経営改革という環境改善に取り組む必要がどうしてもあるというふうに思っております。

総務省としても、公立病院の経営改革に向けて、適切な助言を行うとともに、必要な支援を講じてまいりたいと思っております。

○稲津委員 今大臣からは公立病院の病院経営のあり方についての御認識をいただきましたけれども、ちよつと私の意図しているものと違っております。ただ、病院経営を圧迫している一つの要因というのは、当然、医師不足があつて、診療科が不足してしまうとか、なくなつて、余計にまた必要な医師が来なくなる、そういうある意味では悪循環というのか、それが現実で、ですからそういうことが言えると思うんですね。それはわかりました。

もう一点は、では、公立病院が地域医療の中で果たしている役割とあわせて、今度は救急医療のことに関連して、これも大臣にお伺いしたいと思うんですけれども、いわゆる三次医療圏の問題です。

この高度で専門的な医療サービスを提供する三次医療圏の多くが、そこに所在する医療機関の、いわゆる三次医療圏の体制ですけれども、大体一県イコール三次医療圏という体制になっているのがほとんどなんですけれども、例えば私の住んでいる北海道にあっては、ここは大変広大な面積を擁しておりますので、一県イコール三次医療圏になつていない、幾つかの三次医療圏になつていて、こういう課題があります。これは北海道だけでなく、道路などのインフラ整備にあわせて、例え

ば救急車両の体制ですとか、あるいはドクターヘリ、こういった患者さんの搬送体制というのが不可欠になってきている。

そこがまず一つ言えていて、あわせて、これから伺いたいことのポイントなんですけれども、最新の定住自立圏の取り組み事例を見ておきますと、全国で定住自立圏については六十七圏域がある、その中で、医療については六十七圏域全て、地域の公共交通が六十圏域、それから交通インフラの整備というのが三十六圏域。いずれにしても、地方においては医療と交通の課題というのがともに、定住を促進するに当たっても最も大事な施策であるということが言えると思うんです。

そこで、この医療と交通ネットワークの連携に対する支援が私は急務じゃないかなと思ってるんですが、この点についての御見解をいただきたいと思います。

○川端国務大臣 おっしゃるように、いわゆる定住自立圏構想というが、広域圏に關しての部分をついていく地域でやっていただいているんですが、もう何となく医療と交通、そしてそれぞれとそれの組み合わせということが中心であることは、まさに暮らしを支えるということでは先生御指摘のとおりであります。そういう意味で、全ての六十七圏域において、医師の派遣、それからドクターカーの共同運行などに取り組んでいただいておりますし、コミュニティバスあるいは乗り合いタクシーの運行などもということで、高齢者の移動手段にしたいだいております。

現在のところ、財政措置としては、市町村の取り組みに対して、中心市に關しては四千万円、それから周辺市町村には一千万円の包括的な特別交付税措置を講じているところでありまして、この実態、推移を見ながら、これからどうあるべきかというのはまだこれからの課題だというふうに思っております。

○稲津委員 ぜひ課題をしっかりと把握していただいて、政策の推進をしっかりとやっていただきたい、このことをお願いしておきます。

ドクターヘリの整備などについて伺いたいと思うんですが、きょうは厚生労働省から政府参考人としてお越しただいておりますので、ぜひお答えいただきたいと思います。

ドクターヘリの有効性とか、整備促進というのは各地で今進められている状況でございます。北海道も、今三機体制、三拠点体制ということで、北海道圏域の大半をカバーしていただいて、非常に貢献していただいていると思います。

このドクターヘリなんですけれども、弱点があらまして、例えば、有視界飛行であるということから、残念ながら、夜間ですとかそれから悪天候のときには当然ドクターヘリが運航することはできない。こういうことで、これにかわった取り組みはないのかということで今進められているのが、いわゆるメディカルウイングの研究ということでございます。

このドクターヘリの整備状況と、それから今私が申し上げましたメディカルウイングの研究の状況について、どのようになっているのかお答えいただきたいと思います。

○唐澤政府参考人 お答えを申し上げます。ドクターヘリにつきまして、またメディカルウイングにつきましても、救急医療の確保をする上で大変大きな力を発揮するわけでございます。

医師などが同乗いたしました現場で速やかに処置を行うことができるドクターヘリにつきましては、現在、三十道府県、そして三十五機が導入されているところでございます。これまで厚生労働省といたしましてもドクターヘリの運航に対する財政支援を行ってきたところでございますけれども、引き続き、地域の実情に応じたドクターヘリの導入が進みますよう、支援を行ってまいりたいと考えております。

それから、もう一つ御指摘のございました固定翼機によるメディカルウイング、これは医師が同乗する固定翼機による患者搬送という方法でございますけれども、北海道におきまして、平成二十二年には一カ月間、それから二十三年には二

カ月間、北海道航空医療ネットワーク研究会、こういう研究会が設けられまして、研究目的で実施をされたというふうにお聞きしております。それぞれ、十六件、十二件の出動があったと聞いているところでございます。さらに、平成二十四年六月より二十五年三月末まで研究を継続するというふうにお伺いしているところでございます。

これらにつきましては、ヘリコプターと比較をいたしまして、御指摘のような、離着陸場の確保が困難であるという課題があると聞いておりますけれども、北海道の研究の実績を踏まえ、飛行等におきましては有利な点がございまして、またさまざまな方々の御意見を伺いたしまして、今後の対応について十分検討してまいりたいと考えているところでございます。

○稲津委員 ありがとうございます。

このメディカルウイングの研究は北海道においても着々と進んでいる、このように認識しておりますけれども、やはり最も大事なことは、この研究がこれからも継続できるのかどうかということ、特に、財政的な支援、予算措置がどうなっていくのか、これがまず一つあるんですが、今はなかなかそういう状況になっていないというふうには認識しております。これをぜひ、これからさまざまな議論が必要かと思っております。しっかりと財政支援をしていきたい、このように思っております。これはまた別の機会に質問をさせていただきたいと思っております。

いずれにしても、いわゆる医師確保の、直接ではないとしても、三次医療圏のみにかかわらず、さまざまなところで医師の偏在がある現状を踏まえたときに、やはり医師確保の何らかの手だての一つとして、こういったドクターヘリやメディカルウイングというのも私は大いに貢献していると思っております。そのようなところをぜひこれからもしっかりと把握をしていただければなと思っております。

それからもう一つ、これも厚生労働省にお聞きしたいんですが、医師確保についてという

ことで、先ほど冒頭私も申し上げましたように、地方の医師確保の現状というのは、偏在性も含めて、非常に厳しいのが現状であるということ、それから、各医科大学でもさまざまな取り組みをいただいております。例えば学部定員増とか、あるいは自治体での奨学金の支給ですとか、こうしたことを通して地元での医師確保につなげていこう、こういうことが具体的に組み込まれております。

もう一方で、こういうことも言われています。地域の医療機関に指導医がもつとあれば若いドクターの地方勤務も緩和されるんじゃないだろうか、こういう意見を幾つかいただいております。私もなるほどなと思つたんですが、実際に医師が地方の医療機関で勤務をしても、実際にそれがキャリアを積む仕組みになっているのかどうかということ、この仕組みがしっかりとしていれば、若い医師が地方勤務というの、十分これはこれから考えられるだろうと。

特に、今申し上げましたように、指導医がいればというところなんです。地方の方に指導医がいると、今度は逆に若い先生も定着する。だから、今度は、指導医を地方に派遣するようなそういう体制、また受け入れていただける医療機関、こういったことが必要で、それらを総合した支援も私はぜひとも構築すべきと思つていらっしゃるんですが、厚生労働省として、現状の認識と、それから指導医に対する具体的な今後の方向性についてお考えをお示しいただければと思います。

○篠田政府参考人 お答えを申し上げます。

地域医療に關しまして、医師不足の対応の一環ということで地域間の医師の偏在を是正することが非常に重要な課題ということで、私どももそう認識をいたしております。

先生がお触れになりました、現在の医師の臨床研修制度でございますけれども、こちらの方は平成十六年から導入されたわけでございますけれども、その時点で、都市部とそれから地方の格差の問題、これをどうするかという問題点が指摘をさ

れておったということだというふうに理解をいたしておられます。

私どももいたしましたが、平成二十二年度の研修からでございますけれども、これは都道府県ごとに見てやはりアンバランスがあつてはまずいということ、募集定員の上限というものを一方で設けております。それから他方で、これは指導医を派遣していただくということなのでございますけれども、指導医を派遣していただける医療機関につきましては定員を加算するというところで、医師派遣加算というふうに俗称で呼んでおりますけれども、そういった、言ってみれば優遇措置、誘導措置をつけたということで、見直しを図つてきたところでございます。

それから、これも先生御指摘がございましたけれども、医師不足地域に臨床研修指導医を確保する、そのために指導医を派遣するということがあつたわけでございますけれども、その派遣費用につきましては、財政的な支援を行つていっているというところと対応をさせていただいているということがございます。

それから、これも御指摘の中にございましたけれども、実際の医師のキャリア形成の不安というものややはり地域に勤務されておられる医師の方はお持ちだろうというふうに思いますので、そういった不安を解消していくということで、地域枠の医師などを活用いたしまして医師不足病院の医師確保の支援ということで、地域医療支援センターというのが都道府県に設置をされておりますが、こちらにつきましては、平成二十三年度から国庫補助もさせていただいているところでございます。

私ども厚生労働省といたしましては、以上のような施策を推進してきたところでございますけれども、地域の医師確保が図られるように引き続き努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○稲津委員 今御答弁いただいた、指導医の医師派遣費用の支援というような話がありました。あ

えてどの程度のものかということをはきようお聞きしませんけれども、私は十分であるとは言えないと思つています。今御答弁の中で御説明いただき、力を入れていただくことが、ある意味で医師確保に向けての、あるいは偏在性解消に向けての大きな要因になると私は思つておりまして、ぜひこれは重く受けとめていただきたい、このように申し上げます。

それからもう一点、これは私もこれまで総務委員会でも何度か意見を申し上げて、質問をさせていただいてまいりました。それに関連してなんですけれども、医療情報連携・保全基盤推進事業というところで、これも厚労省にお伺いしたいと思つて

います。地域医療における医師不足の解消、災害時における継続的な医療サービスの確保、それから、地域の医療機関、薬局、介護施設など、こういったところが連携して情報通信の連携基盤の整備ということが求められている。私も、例えば自治体クラウドをもつと進めていく、ここで医療情報をきちんと共有化していくことが必要だろう、こんなこともこれまでも何回か質問させていただいてまいりました。

今般、医療情報連携・保全基盤推進事業として、被災地の三県については三次補正で予算化されました。それから、平成二十四年度の予算の中には、復旧復興枠として九・五億円が措置されたところでございます。

これは非常に一歩前進と思つていますが、この予算の継続また拡充が求められている、こう私は思つております。北海道のある市では、例えば地域医療の連携において、医師派遣とともに、電子カルテを使った情報の共有化、連携システム、これを具体的にやつておりまして、そのことによつて大きな成果を得ているという自治体がございます。私は、その状況を聞かせていただいて、なるほどと思つたんです。

こういった情報の連携事業というのは極めてこ

れから大事だと思つておりまして、今後のこの事業計画も含めてどういうお考えか、この点についてのお示しをいただきたいと思つています。

○篠田政府参考人 お答えを申し上げます。

地域医療の充実、効率化という課題が大変重要でございます。そのための一環といたしまして、地域医療を實際担つていただいております病院あるいは診療所間で医療情報の連携というものが、これは大変重要な課題でございます。

先生御指摘の事業でございますけれども、これは御案内のとおり、医療機関の間で紹介患者の処方の内容でございますとか検査結果等診療データとの相互閲覧を可能にいたしました効率化を図ろうということでございますが、同時に、災害時のバックアップとしても利用できるようにという観点から行つてい事業でございます。

そこで、今後の対応、特に予算的な対応でございますけれども、来年度予算の予算フレームというものがこれから示されるということだと思つていますので、そういったものを見きわめて私どもとしては判断をさせていただきたいと思つております。今、引き続き医療機関相互間で情報連携が推進されるというのが、先ほど申し上げましたように、効率化、充実化ということでは大変重要でございます。そういった各種の取り組みについては今後とも進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○稲津委員 事業が非常に大事であるという御認識はいただいたんですけれども、今後の予算の拡充等々についてはこれからということ、しかし、方向性は非常に増してきているんじゃないかなと私は思つておりまして、これもまた別の機会に具体的に質問させていただきたいと思つていま

す。きょうはこの程度で終わりますけれども、ぜひこの施策の拡充もしっかり検討していただきたい、このことを申し上げておきたいと思つています。最後に、公立病院における医師確保に対する国の責務についてということで、これは大臣にお伺いしたいと思つています。

きょうは、この医師確保のための方策として、いろいろと質問させていただきました。例えば、先ほどの指導医の派遣のこととか、メデイカルウィングの話もありましたし、それから交通網の整備のこととか、るお聞かせいただいたんですけれども、いづれにしても、地方の今の厳しい財政状況の中で、医師確保はもとより各自治体等の責務といえは責務なんですけれども、しかし、一自治体でありとあらゆるものを解決できるような状況にはだんだんなくなつてきているということ、しかし一方で、まさに医師確保というのは国民の生命を守る根源的な問題でもありまして、私は、国の責務というのには非常に重要であるというふうに思つております。

そういう意味で、公立病院におけるこうした医師確保について、国として積極的な支援を行つていくべき、このように考えておりますけれども、最後に大臣の御見解をお伺いしたいと思つています。

○川端国務大臣 さまざまな観点から、いろいろ御提言もありがとうございます。

地域において医療体制を将来ともに安定的に維持するためには、地域医療のなめである公立病院がしっかりと経営されていくこと、そして、その中では何よりも医師をしつかり確保すること、というのが一番大事であることは、先生御指摘のとおりだと私たちも思つております。そういう意味で、公立病院の医師の確保を図ることは、国と地方が力を合わせて一緒になつて取り組むべき、極めて重要な課題であるというふうに思つております。

そういう意味で、医師の確保対策につきましては、国が医療従事者の確保に関する基本的な事項を盛り込んだ基本方針を定める、この方針に即して都道府県が医療計画を策定する、そして地域の実情に応じたさまざまな施策を展開する、こういうスキームになつていくわけですから、総務省としましては、これをしっかりと支えるという意味で、医師不足を補うために公立病院がほかの病院から医師の派遣を受けるときに発生した経費を

補助する、約百十二億円。奨学金ということでは、医師を育成するということの貸与事業、地域医療の担い手を養成する経費として二百一億円。院内保育所の運営など、医師確保、あるいは看護師さんも含めてですが、に資する環境整備に要する費用が六十九億円等々、幅広くいろいろな形で支えられるようにということの支援措置を講じているところであります。

今後とも、公立病院の実情把握に努めて、関係省庁とも連携しながら、医師確保に積極的に関わり組んでまいりたいと思っております。

○稲津委員 これまで終わりますけれども、また機会がありましたら、この医師確保対策についてはしっかりと議論を深めさせていただきたいと思っております。

いずれにしても、先ほど私、最後に申し上げましたけれども、一自治体で公立病院の医師確保を全部賄えるような状況になっていないというのが現状だと思っております。したがって、きょうは厚労省さんにも来ていただいて、この総務委員会で議論させていただきました。今の施策の拡充もそうですけれども、さまざま取り組みをぜひしっかりとやっていただくことを最後にまたお願いさせていただいて、質問を終わりたいと思っております。

ありがとうございました。

○武正委員長 次に、重野安正君。

○重野委員 社会民主党の重野安正でございます。与えられた十五分という質問時間の中で多くを質問することはできませんが、きょうは、主としてNHKの問題について具体的に質問してまいりたいと思います。

NHKの数土前経営委員長の東電社外取締役就任問題を中心にして、大変な議論を呼んだ経過がございます。この問題は、数土経営委員長の経営委員長辞任で一応の決着を見ておりますけれども、多くの問題提起を含むものでありますので、改めて尋ねたいと思います。

NHKは、言うまでもなく、公正中立を旨とした公共放送であり、国民の知る権利に奉仕、民主主義を支える一つの重要な柱でもあります。その経営委員会のトップが原子力発電所の事故を引き起こした東京電力の社外取締役とを兼職するということは、到底許されないと私は考えていました。

我が党は、この問題が明らかになった時点から、NHK経営委員長が東電社外取締役かどちらかに専念すべきだと求めてまいりました。結果的に、経営委員長を辞任するということになりました。

今回の兼職の上での東電社外取締役就任については、政府自身が要請したと報道されておりますが、その点は事実かどうか、経産省にお尋ねいたします。

○北神大臣政務官 お答えします。

結論から言えば、要請したものではありません。経緯を申し上げますと、数土さんは経営改革の経験がございますので、当時、原子力損害賠償支援機構の運営委員長であつた下河辺さんが、今現在東電の会長をやっておられますけれども、その方が内定後、外部の目として要請をされて、それを数土さんが受け入れた、そういう経緯でございます。

○重野委員 政府側から数土さんのお名前は出してない、下河辺さんが提案をしたと。そういう意味では、政府はあずかり知らぬことだというふうなことで受けとめていいんでしょうかね。

○北神大臣政務官 あずかり知らないというのか、基本的に、こつちから要請したという事実はないということでございます。

○重野委員 報道によりますと、政府は当初、東電の次期会長職に数土さんを充てようとした、こういう報道があるんですが、これは事実でしょうか。

○北神大臣政務官 今申し上げたとおり、政府から要請したのではないということでございます。

○重野委員 政府は、東電社外取締役として数土さんが公表される以前にこの事実を知っていたかどうかということをお聞きしたい。知っていたとすれば、誰からそれが得られたのか。下河辺さんなのか数土さんなのか。当然事前の相談があつただろうというふうに思うんですが、その際、NHKの経営委員長との兼職についてはどのような助言を行つたのか、そういう事実があるのかどうか、それも聞いておきたい。

○北神大臣政務官 私の政務官の立場で、事前になんか相談があつたかどうかということは、ちょっとわかりかねます。あつたかどうか、その事実自体もあつたかどうかというのはわかりませんので、ちょっと直接にはお答えすることはできませんが、いずれにせよ、政府として、こうした方がいいとか、ああした方がいいとか、そういったことはないうふうには思っています。

基本的には、先ほど申し上げたとおり、下河辺当時運営委員長が、経営改革の手腕を買って、外部の目として社外取締役に就任してほしい、こういう要請をして、それを数土氏が承諾をして受け入れた、こういう経緯だというふうに向つております。

○重野委員 次に、総務大臣、今回の数土さんのNHK経営委員長辞任について、どういうふうに考えておりますか。

○川端国務大臣 数土前委員長は、経営委員長として、御本人の今までの経済人としての御経験も生かしながら、非常に活躍をされていたというふうなふうに思っておりますので、辞任されたということは、有為な人材を失ったということで極めて残念なことだというふうに思っておりますけれども、御本人が決断をされましたことでありますので、そのことは事実として受けとめざるを得ないというふうには思っております。

○重野委員 今大臣の、今回の数土さんの辞任は極めて残念であるという表現は、これはちょっと聞けませんね。

つまり、私が言っているのは、いわゆる東電の役員と、そしてNHKの経営委員長職というのを兼職するということ、誰であろうと、兼職するであろうというその兼職そのものがやはり問題がある、こういう指摘をしているわけで、その兼職という視点において、そのお方について、今大臣、辞任は極めて残念であるという表現は、私は的を得た表現とは言えないと思うんですが、それはやはり残念という言葉は撤回した方がいいんじゃないですか。

○川端国務大臣 この件が話題になりましたから何度も申し上げているんですけども、私の立場でいえば、これはいわゆる決められた制度、仕組みの中で位置づけられるものであります。NHKの経営委員会の委員は、非常勤の委員については兼職は禁止をされていない、そういう部分では、兼職をすることがいけないということを言う立場にはありません。

同時に、取引先になるということを含めて、利害関係等々云々ということのいろいろな部分では、NHKというのは公共放送でありますので、あらゆる企業は、原則論で言えば、どんな企業でも取材対象となり得るわけでありますから、そういう意味も含めて、法的に放送法で、経営委員会委員は個別の放送番組の編集に干渉する行為はできないということになっておりますので、そういう部分では干渉はできない。

同時に、報道を担当するNHK職員においても、何人からも干渉されないという放送法の趣旨ののちとて、公共放送の使命が果たされるべきものというふうなことで認識をしておりますので、今回、そういういろいろな要請の中で、数土委員長に東電の社外取締役の就任が打診をされたということ、そしてそれをお受けになったことは、個人の判断であります。我々が所管していませんルールに基づいて遺憾であるとか遺憾でないとかいうことを申し上げることは不適切だというふうには思っておりますので、しかし、有為な人材であつたので、残念であると申し上げました。

○重野委員 もうあと五分しかないということ  
で、これ以上上げません。

次に、きょうは経営委員会の井原さんにお越し  
いただいておりますので申し上げますが、この問  
題について経営委員会はどのように受けとめられ  
たかということです。また、委員の中には報道機  
関としての独立性について懸念を示された方もい  
る、このように仄聞しております。

そこで、当時、経営委員の間でどのような受け  
とめや意見が出されていたのかお尋ねいたしま  
す。

○井原参考人 まず、事実経過から申し上げます  
と、数土前委員長より東京電力の社外取締役候補  
になった経緯につきまして経営委員会で説明がご  
ざいましたのは、五月二十二日の委員会開催時が  
初めてでございます。そのときは経営委員全員  
が必ずしもこの問題について意見を整理できてい  
たわけではありませんでしたので、次回六月五日  
の経営委員会で全員で意見交換をしようというこ  
とになりました。しかし、その二日後の五月二十  
四日付で突然に委員長を辞任し、五月三十日付で  
委員を退任されましたので、委員間で意見交換を  
するという機会はないままでございました。

このような経過でございますけれども、今回の  
件につきまして各方面からさまざまな御指摘を受  
けましたことは、経営委員の一人として重く受け  
とめております。これを機に改めて、公共放送の  
原点である自主自律、公平公正を経営委員一人一  
人が心に刻んでその職責を果たさなければならな  
いというふうに考えているところでございます。

○重野委員 はい、わかりました。

次に、大臣にお伺いいたします。

大臣は、非常勤の委員の兼職は禁止されておら  
ず、制度上問題ないと先ほど来申し上げておられ  
し、兼任は問題ないとの立場をこの問題について  
は示されております。確かに制度上、兼職は禁止  
されておられません。しかし、原発事故は目下国民  
の最大の関心事であり、まして原子力産業をめ

ぐつては、さまざまな隠蔽ややらせが行われてき  
たことは周知の事実であります。

今回の事故対応をめぐっても、SPEDIの  
公表やメルトダウンをめぐる事実公表のおくれな  
どが問題視されておりますし、国会事故調から  
は、津波到達前に地震の揺れで既に原発に多大な  
事故が発生していた可能性が指摘されるなど、電  
力事業者にとって不都合な事実もございます。

これらはいずれも、報道機関にとっては最重要  
の取材、報道対象であります。取材する側とされ  
る側の両方で重要な職責につくことはメディアの  
非当事者原則に反するものであるというふうに私  
は思うのでありますが、大臣はこの点については  
どのように考えておりますか。

○川端国務大臣 この件に関して、さまざまな角  
度からさまざまな議論があることは事実でござい  
ますが、先ほど申し上げましたように、これは自  
律的に放送というものの、公共放送がということ  
で、放送法によって決められている精神は、経営  
委員というのは介入してはならない、その担当者  
はそういう部分に影響を受けてはいけないという  
ことは、まさに放送の現場においてはあらゆる状  
況の中で厳正中立に報道するというものを保障し  
ているものでありますから、私は、そういう部分  
で、どういう状況でもNHKというのは放送の中  
身において世の中の批判を受けないものををつくる  
というのが最大の使命であるというふうに思っ  
ておりますので、そういう精神の中で、兼職とい  
うものが、非常勤に関しては、ほかのことで担保さ  
れているからあえて禁止をされていないというこ  
とだというふうに思いますので、いろいろな御議  
論があることは承知してはいますが、制度上でい  
えば、そういう状況で受けとめているところでござ  
います。

○重野委員 もう質疑時間が終了いたしますが、  
この間、二〇〇七年、石原さん、それから後、古  
森さん、小丸さん、そして今回の数土さんと、こ  
の間、NHKの経営委員長に就任された方々、な  
ぜか正常な形でやめていないんですね。ですか

ら、NHKの経営委員長人事というのはいろいろ  
な議論があるんですけども、こういうことを繰  
り返すという今の人事の結果、これはやはり、は  
いそうですか、ようございしますというものはな  
らないというところは、今後の経営委員長人事に  
当たっては、政府としても、またNHKとして  
も、しっかりと踏まえて適切な対処をしていか  
ない、こんなことを繰り返していると国民の信頼を  
失うことになる、その点を特に強調して、私の質  
問を終わります。

体まで交付団体になっているというのはどうい  
うことなのかという疑問が湧いてくるんです。  
不交付団体は、平成二十三年度でいうと、都道府  
県で一、東京都ですね、市町村で五十九、四十七  
都道府県のうち四十六道府県、千七百四十二市町  
村のうち千六百八十三市町村、九七%が地方交付  
税を受け取っている。横浜も名古屋も福岡も仙台  
も札幌も地方交付税を受け取っている、こういう  
現状を総務省としては正常なものだと見ているの  
かどうか、お伺いをしたいと思います。

○武正委員長 次に、柿澤未途君。

○川端国務大臣 正常という言葉がどういう定義  
かはわかりませんが、基本的にあるべき姿とし  
ては、それぞれ地方団体は、国あるいは地方債  
等々、そういう借金も含めたものに頼らずに、自  
前の、いわゆる地方税によって可能な限り自律的  
に運営されていくという姿を求めていくというの  
はあるべき姿として私はそのとおりだというふう  
に思います。

きょうは一般質疑でありますので、私は、若干  
大きな制度の議論をしたいというふうに思いま  
す。

ただ、現状において、そういう意味のときに、  
地方税の仕組みを含めて、いろいろな議論がある  
ことは、御党の御提案も含めて、あることは承知  
をしておりますが、現状において、特にリーマ  
ン・ショック以降は急激に、それまでも含めて長  
年にわたって、地方経済の疲弊による税収減も含  
めて、あるいは社会保障関係費がどんどん増加す  
るということの中で、現状においてはこういう厳  
しい財政状況にあるところがほとんどであること  
は現実の問題でございます。

鳩山内閣で官房副長官を務められた松井孝治参  
議院議員が、来年の参議院選挙に出馬せず、引退  
する意向であるということが報じられています。  
引退表明後の産経新聞のインタビューに、民主党  
政権の混乱の原因として、このように答えておら  
れます。国民が求めたのは国の統治機構を変  
えることだ、それを進める姿勢が見えないまま、  
従来の制度の中で財源の帳尻合わせに終始してい  
る。私は、まさにそのとおりなのではないかとい  
うふうに思っていますね。

○柿澤委員 現状においてというお言葉を多分四  
回か五回ぐらい一回の答弁で使われたと思うん  
です。まさに、先ほどの松井さんの話を引くのであ  
れば、従来の制度の中で帳尻合わせを行ってい  
る、こういうことになっているのではないかと思  
うんです。

統治機構という点でいうと、最近、大阪都構想  
というのがあって、その実現に道を開く大都市法  
案の各党協議、私も参加してやってきました。私  
は東京の人間ですから、地方自治法に規定されて  
いる都区制度に大阪も入っていくという形でみん  
なの党の法案を立案させていただいていたんです  
けれども、最終的には、地方自治法とは別のいわ  
ば特例法をつくって対応する、こういう形で各党  
協議は決着しました。そのときに言われたのが、  
大阪は東京と違って地方交付税の交付団体だ  
から同じ制度にはなれないんじゃないか、こうい  
う話がありました。

しかし、そもそも大阪府、大阪市のような自治  
体まで交付団体になっているというのはどうい  
うことなのかという疑問が湧いてくるんです。  
不交付団体は、平成二十三年度でいうと、都道府  
県で一、東京都ですね、市町村で五十九、四十七  
都道府県のうち四十六道府県、千七百四十二市町  
村のうち千六百八十三市町村、九七%が地方交付  
税を受け取っている。横浜も名古屋も福岡も仙台  
も札幌も地方交付税を受け取っている、こういう  
現状を総務省としては正常なものだと見ているの  
かどうか、お伺いをしたいと思います。

は逆に財源不足が生じるので、その補填として地方交付税を受け取る、こういうのが地方交付税制度のあるべき姿ではないかと考えますけれども、この点についてはいかがですか。お伺いします。

○川端國務大臣　今、地方交付税法の第一条を引用されたんですが、地方交付税法の第一条、この法律の目的ということでありますが、「この法律は、」というときに、今「その財源の均衡化を図り、」ということを用用されました。「その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによつて、」という二つのことによつて、「地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする。」というふうに書いてあります。

委員御指摘の部分の地方団体の財源の均衡化を図ることは財源の調整機能を指しておりまして、一方で、交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障するという財源の保障機能ということと両々相まって地方交付税というのは成り立っているというのが目的でございますので、必ずしも今委員御指摘のようなことではない、一方の財源の保障機能において十分な機能を果たしているというふうに考えております。

○柿澤委員 地方交付税制度には自治体の財源保障の性格も機能もある、こういう御答弁であります。こういう御答弁が返ってくることはもちろんです。想定をしていたわけでありましても、財源保障といえますけれども、しかし、第一条の基本的な本旨として、最も全ての前置きに書いてあるのは、自治体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を損なわずに、そして、財源の均衡化を図って財源の保障をする、こういうことになっているわけです。

しかし、現状を見たら、どうですか。基準財政収入額をもって基準財政需要額を賄えない自治体が市町村の九七％に上っている。ほとんど全ての市町村が地方交付税の財源保障機能に依存しなければならぬという現状は、これはもう地方税を

中心とした地方固有の財源が自治体経営に必要な財政需要を満たすのに大幅に過少であるということを示しているのではないですか。

このような現状を放置しているのは、先ほど引用した地方交付税法第一条の、地方自治の本旨の実現に資するとともに、自治体の独立性を強化することを目的とする、こういう趣旨に反するのではないかと私は思います。

そういう意味で、地方税を中心とした基準財政収入額の大幅なかさ上げが本来は必要になる、こういうことだと思えますけれども、御見解をお伺いしたいと思います。

○川端国務大臣　地方交付税は、先ほど来御議論になっていきますその趣旨から踏まえて、これは、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味においては、国の財源ではなくて、地方の固有財源という位置づけということで整理をさせていただいています。基本的に、地方の自律性と、自分たちのしっかりした行政ができるという分の財源を確保という意味で、独自の地方税あるいは地方消費税、今一％分とかいうのと同時に、地方交付税も地方の固有の財源であるということ和我々としては整理をしているところでございます。

○柿澤委員 いや、しかし、これは算定も配分も事実上国が行っている、こういうものであることも一方の事実ではないかと思えます。

そういった観点から申し上げれば、地方六団体は、平成十八年、法定五税の一定率から成る地方交付税交付金の財源を地方共有税として国の新たな特別会計に直に入れて、地方自治体の合議によって配分する、こういう案を提案していますね。

これは、法定五税を、まさに国税の分配という形ではなくて、今、川端大臣がいみじくもおっしゃられた、地方固有の財源として、地方がその分配を決めていくんだ、こういうことを明確に位置づける試みでありますけれども、当初、地域主権改革というのを一丁目一番地にしてきた民主党

政権になってから、このような提案の実現可能性を真摯に検討している形跡は認められません。

地方交付税の原資となっている国税五税の法定率分を、これは現状はやはり国の財源であつて、それを算定の上で地方自治体に配分するという形式をとつてゐると思ひますけれども、こういう形で行ひ続けるというのは何か理由があるのかないのか、お伺ひをしたいと思います。

○川端国務大臣　あるべき論として、ちなみに、地方六団体の部分の申し入れ書の最終のバージョンにおいては、いわゆる地方共有税調整金というふうなものも含めて、名前を変更することを含め

て、地方の固有財源としてはつきり位置づけるということの視点からいえば、我々の目指すべき方向と基本的には同じだというふうに思っています。

そして、そういう中で、いろいろな形で御提言があるのでありますが、地方交付税を例えば自主的に皆さんで自分たちで配分するということの技術的そして合意形成の難しさもあり、いろいろなところあるべき論が長年にわたって多分この委員会も含めいろいろな部分で議論をされている中で、本来の自治のあり方としての自主財源の増強を含めてしっかりとやるということに、なかなか合意

が得られるうまい策が見つからないという中で、次の善の策として、一歩一歩改善を進めてきているのが現実、だろうというふうに私は思っております。

○柿澤委員 方向性としては皆さんが考えていることとこの地方共有税の考え方は違わないんだ、こういう話でありましたけれども、しかし、そもそも、そういう趣旨に基づく検討というのが内部でなされているのかどうか。私はちよつと、ずつ

とこの間の総務委員会にいたしましたけれども、疑問に思う部分があります。

冒頭、川端大臣みづからがいみじくもおつしやられました、地方の税財政の自主権の確立のためには、地方の仕事に必要な財源は地方税で賄えるようにすべきだと。これは、もちろんそのとおり

だと思ひます。

そうした観点から、道州制への移行も視野に入  
れながら、国による財源保障と均衡化の措置であ  
る地方交付税制度はこの際廃止をして、そして、  
偏在性が低くて税収が安定的な消費税を全額地方  
財源に回せばいいではないか、こういう提案もご  
ざいます。何を隠そう、私たちみんなの党もそう  
ですし、今、大阪市の橋下市長もそんなことを  
おっしゃられています。

消費税は大体、税収でいうと十二兆、地方交付税は今は十七兆ぐらいですか。そういう意味では、行つてこいで、むしろ国の方が財源がリザーブされるという、こんな形になつてしまふんですけれども。具体的な制度設計はいろいろなことを考えなければいけないと思いますけれども、しかし、地方がみずからの地方税収入で安定的に財政運営をしていく、これが基本であるとするならば、こうしたことも一つの選択肢として考えていく必要があるんだらうと私たちは思つております。

これについて、ぜひ総務大臣の御見解をお願いしたいと思います。

○川端國務大臣　いろいろな党がそういう御提起をされている部分で、地方の自治のあり方として、幅広く活発な御議論がされることはいいことだというふうに思います。

ただ、今おっしゃいましたが、今のは五％前提の話の税額をおっしゃいましたけれども、それにおいても、いわゆる特例債の部分を含めると全く足りない量ではないのかなというふうに、一つ額の問題があるんです。

そのときに、我々が今、社会保障・税の一体改革をしているときの議論でいえば、社会保障の将来にわたる安定的財源確保のために消費税の値上げを何とかお願いしたいと言っているわけですが、これも、この消費税を地方消費税化するということになったときの社会保障の財源というのはどういふふうにするのかという議論が、これは、地方に渡すから、地方がそのまま社会保障も面倒を見

という議論もあれば、いや、社会保障は国でやって、消費税はいただく、地方でするんだというふうな部分と、この議論をどうするかというのは、社会保障の将来のあり方について極めて重要な問題であるということが一つあります。

それともう一つは、やはり税収に、これまた、いかに、経済変動が少なくいけれども、地域変動も、少ないけれども、地域変動が非常にあるのが消費税です。この部分を、どういふふうな再配分機能を持つのかということは、いわゆる地方法人事業税の議論を含めても、なかなかうまく調整するということが難しいという部分があるので、そういう議論をする中で、今考えられる課題は随分山高くあるというふうには思っております。

○柿澤委員 この方向でやるということを決めた上で今のよう議論をするのと、いやいや、なかなかそれは難しいからといって、立ちどまった状態の中で今のよう御答弁をくださるのでは、私は大違いだというふうに思うんです。現状が、結果として前提となり、固定化された状況の中で、いわば帳尻合わせの議論を行っている。こういうふうな国民から見えているからこそ、今の民主党政権に対する国民の、いわば失望が広がっている、こういうことなのではないかと私はやはり思っています。

そういう意味では、冒頭の松井孝治さんの、統治機構を変えろという国民の期待に民主党政権がこの三年間応えてこられなかった、このことをきょうの御答弁が残念ながら端的にあらわしているのではないかとこのように感じました。そのことを最後に申し上げさせていただきます。時間もちょうど参りましたので、質問は終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○武正委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。

きょうは、今問題となっておりオスプレーの配備、訓練計画について住民、自治体の立場から質問をいたします。

このオスプレー配備反対の世論と運動が大きく広がっております。自治体からも反対、懸念の声が上がっております。山口県では、岩国基地におけるオスプレー十二機陸揚げに厳しく反対する声が上がっております。また、配備が計画をされている普天間基地のある沖縄県知事は、安全性に疑問が持たれているものを押し込んでくるなら断然拒否するしかない、このように述べています。全国知事も決議を上げて、「関係する自治体や住民が懸念している安全性について未だ確認できていない現状においては、受け入れることはできない。」としております。

このように、岩国や沖縄だけではなく全国の自治体から、オスプレー配備、訓練、ノアの声が上がっているところなんです。国は、こういうオスプレー配備反対を求めている住民、自治体の意見を正面から受けとめるべきであります。

アメリカが作成をしました「MV-22の普天間飛行場配備及び日本での運用に関する環境レビュー最終版」というのがあります。これ自体は防衛省の沖縄防衛局のホームページにアップをされているものであります。これ自身は英文で、防衛省として日本語への翻訳も行われております。ここでは、沖縄だけでなく本土でも訓練を行う、キャンパス富士及び岩国基地で行う、また、航法経路という六本のルートにおける飛行訓練も計画をされております。

そこで、本土におけるオスプレーの飛行訓練について質問をいたします。

防衛省にお尋ねをいたします。この報告書においては、配付資料にございますように、沖縄防衛局のホームページにもアップをしております。この米報告書の付録の資料の中に、このような形で、訓練飛行のルート、ブルールート、グリーンルート、オレンジルート、ピンクルート、それからイエロールート、パープルルートという六本の航法経路が既存のルートとして存在することを認めております。そこで確認をいたしますが、このような米軍訓練飛行ルートがあることについて、日本政府として認識したのは今回のこれが初めてということでしょうか。

練飛行ルートがあることについて、日本政府として認識したのは今回のこれが初めてということでしょうか。

○神風大臣政務官 今回、MV-22オスプレーの沖縄配備に際しまして、米国の方で環境レビューが行われたところでございます。それまで、米軍の訓練としてそういう飛行ルートがあるということとは承知をしておりましたが、六本の正確な位置を認識したのは今回初めてでございます。

○塩川委員 今回初めて認識したということですが、これまで米軍機の低空飛行訓練の被害については、自治体、住民から抗議の声が上がっていました。日本政府は正式にこのルートそのものについては認めてこなかったものです。過去どうだったかという検証も必要であります。

次に、中国山地にはブラウンルートがあるとされてきておりますが、このブラウンルートについては米側に確認をしておられるんでしょうか。

○神風大臣政務官 在日米軍のFA-18等の固定翼機に係る航法訓練につきましては、今般のMV-22配備に関する環境レビューの中で、六本の航法経路を使用しているとの記載があるほか、中国地方においても、今先生が御指摘のありましたような、そうした訓練を実施しているとは承知をしております。具体的な経路等については、米軍の運用にかかわる事項でありまして、承知をしております。

○塩川委員 このブラウンルートについて米側に確認をするつもりはありますか。

○神風大臣政務官 基本的には、環境レビューに記載のある六本の航法経路において必要な航法訓練の一部が行われるものと理解をしております。米軍のブラウンルートと言われるものについては、運用にかかわることでありまして、日本政府として必ずしも承知をしておりませんが、いずれにせよ、米軍の飛行訓練に関しては、今後、日米合同委員会の場を通じて必要な議論をしていきたいと考えております。

○塩川委員 中国地方、中国山地では、こういう

低空飛行訓練の被害について厳しい批判の声が上がっているところであるにもかかわらず、確認もされないという点も極めて重大で、我が党のしんぶん赤旗の取材に対して米側も、海兵隊はブラウンルートでの訓練も認めているところでありまして、から、そういう確認さえしないという点は極めて重大であります。

次に、この報告書について防衛省は関係自治体に情報提供を行っております。そこでお尋ねしますが、防衛省側から情報提供を行った自治体、つまり、先んじて、この報告書が出たことをもって防衛省側から情報提供を行った自治体というのは本土においてはどのような自治体か、この点についてお答えいただけますか。

○神風大臣政務官 現時点でございますが七月の二十三日現在で、本土におきましては三十都府県、また十八市町において情報提供を行っているところでありまして、これは自治体からの御要請に基づいて行っているところとこちらから事前に情報提供しているところと合計の数であります。今、こちらの方から事前に情報提供を行った、その数については把握をしております。

○塩川委員 それでは、防衛省側から事前に情報提供を行ったというその数について、どの自治体名かということについては、後ほど御報告をいただきたいと思います。

○神風大臣政務官 後ほど御報告させていただきます。

○塩川委員 それで、防衛省側から事前に情報提供を行ったという件についてですけれども、それは、一つは、この米側の報告書の資料を見て、航法経路に該当する県に連絡をとったということでしょうか。

○神風大臣政務官 該当する県と関連する周辺自治体でございます。

○塩川委員 この六本のルートに関して関係する市町村についても情報提供を行ったということでしょうか。

○神風大臣政務官 向こうからの、自治体からの

御意向によつて情報提供させていただいたケースもありますが、いずれにしても、情報提供させていただいたということでございます。

○塩川委員 ちよつとその点がはっきりしないんですけれども、配付資料の一番後ろに、防衛省からいただいた「オスプレーに係る環境レビュー等に関する情報提供を行った自治体」があります。右側が沖縄ですが、左側が本土、その左側の左側が都県となり、右側の部分が市町村となつています。

この本土の市町村についてですけれども、この部分については、オスプレーの訓練が計画をされているキャンプ富士と岩国基地が所在する市町村、それと米空軍基地の所在市町村に説明をしたと承知をしておりますが、そのとおりでよろしいでしょうか。

○神風大臣政務官 今先生の御指摘のあった市町村を含めて、あと、御意向の、御要請のあったところに情報提供を行っております。

○塩川委員 ですから、提供を行った市町村が、もともこのオスプレーの訓練が計画をされている岩国基地、それからキャンプ富士の所在市町村及び米空軍基地が所在する市町村が説明の対象市町村ということでいいかどうかを確認してまいります。

○神風大臣政務官 ちよつと今の正確な点につきましては、質問の御通告がなかったものですが、後ほど正確に検討させていただきたい、精査をさせていただきたいと思ひます。

○塩川委員 いや、この点は事前をお願いしているんですけれども、はっきり言えるでしょう。

○神風大臣政務官 米軍のある市町村、また、情報提供を求められた市町村ということであります。

○塩川委員 米軍施設のある市町村という話であります。防衛省として、この報告書に基づき、オスプレーの訓練があり得る自治体に情報提供を行ってきたわけでありませう。

この報告書の中では、キャンプ富士と岩国基地

だけではなくて、報告書の記述では、MV22中隊の一部が時折、他の米軍施設に飛行することもあり得ると述べておりますけれども、この他の米軍施設というのは、防衛省が情報提供を行ったところの市町村に所在をしている米軍施設、つまり、この市町村を見ると、三沢基地と横田基地と厚木基地の該当の市町村になっているわけですから、報告書で言っている、オスプレーの部隊が他の米軍施設に飛行することもあり得るとしているその他の米軍施設には、防衛省側が説明を行った三沢基地、横田基地、厚木基地も含まれているということでしょうか。

○神風大臣政務官 そういう御理解でよろしいかと思ひます。

○塩川委員 県については、この航法経路上に該当する県に対して情報提供を行った、それがどこかというのは後ほど聞かせていただきますけれども、であれば、市町村、つまり、この航法経路上に該当する市町村はどこなのか。こういう市町村を防衛省として明らかにして必要な情報提供をする、そういう予定、おつもりはありますか。

○神風大臣政務官 市町村についてのお尋ねであります。この市町村名を含む具体的なルートの詳細等については、これは米軍の運用に係る事項でありまして、お答えすることは困難であろうかと思ひます。

○塩川委員 いやいや、ですから、運用にかかわることで答弁困難というんじゃなくて、実際米側が報告書でルートを確認したわけですね。それについて、防衛省側も日本政府としても、そういう米軍機の訓練飛行ルートがあるということを認めたわけですから、だからこそ関係するであろう県に説明に行ったわけ、実際に飛ぶのは一番の基礎自治体である市町村の上で飛んでいるわけ、市町村の住民の皆さんが実際には被害をこうむるようなことになってきているわけですから、そういう市町村に少なくとも説明をするという考えはないんですか。

○神風大臣政務官 今後、その点については、日

米合同委員会で協議を進めていく形になるかどうかと思ひます。

○塩川委員 合同委員会に棚上げという話では、今の国民の皆さんの怒り、住民、自治体の怒りに応えるものにならないと言わざるを得ません。

それで、この低空飛行訓練のルートで、線と同時に丸印があるわけですね。この丸印の地点というのは何を指すのか、こういうことについて米側に確認はされておられますか。

○神風大臣政務官 御指摘の記号の意味につきましては、具体的に米側に確認しているわけではありませんが、航法訓練経路の直線ルートの結節点を示しているものではないかと考えております。

○塩川委員 その結節点がどこなのか、こういうことについて米側に確認するおつもりはありますか。

○神風大臣政務官 今回のこの六本の航法のルートにつきましては、今回の環境レビューで示されたものであります。これまで米軍機がそこでいろいろな訓練を行っているという中で環境レビューが行われて、こちら辺を今後MV22も使用する可能性があるとという形で我々は報告を受けているわけでありまして、今後具体的にそのルートを使つてどのような訓練を受けているところまではまだ通報を受けておりませんので、詳細については今承知をしております。

○塩川委員 確認するつもりはありますかという問いにお答えになっておりません。そういう点でも、こういう自治体、住民の方々にとつてみれば、安全が確保されるのかということが極めて問題でありまして、

自治体側からは、例えば山形県知事などは、ピンクルートに該当するわけですが、県の防災ヘリ飛行に整合性がとれるのかという心配の声を上げておられます。オスプレーの前に既存のルートとしてあったわけですから、既に米側の米軍機が低空飛行訓練を行っているところですから、そういうときに、こういった防災ヘリの

飛行について整合性がとれるのかという自治体側の心配の声を日本政府として米側とどのような調整を図るつもりでしょうか。

○中野大臣政務官 オスプレーの話でございますけれども、今この質問は一般論としての米軍の訓練という理解でよろしいかと思ひますが、今までは、在日米軍は、低空飛行訓練を行う際は、最低安全高度に関する法令を含め、我が国法令を遵守し、安全面に最大限の配慮を払うとともに、地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう努めていると累次機会を捉まえて表明しているわけですね。

ただ、これから、オスプレーも含めて、こういうふうな飛行ルートも出てきている中で、やはりこれは、今まで以上にしっかりと説明をしていただくように外務省としても取り組んでいきたい。そして、懸念があるということも事実でございますから、この懸念が少しでも払拭できるように、米側にもしっかりと外務省からも働きかけていきたいというふうに考えております。

○塩川委員 いや、今まで以上に説明を求めていくという話ですけれども、今まで自治体側に説明というのはいったんですか。そもそも、こういう米軍機の低空飛行訓練について、自治体側からあるいは住民からは非常に懸念の声があつたわけですよ。そういったことについて、では、またもとに、そういう質問を受けたときに、米側に問い合わせて、自治体に回答というのをされてきているんでしょうか。

防災ヘリとかドクターヘリを飛ばすわけですよ。これは何か事前に決まった日程ではなくて、まさに緊急時に飛ばすわけですね。そういった際にこういう米側の低空飛行訓練のルートについては何らわからないわけで、そういったときに、こういった防災ヘリやドクターヘリを飛ばすことについて心配の声がかかるのは当然じゃないでしょうか。こういうことについてきちんと問い合わせて、日本政府としては、外務省、防衛省とし

のか、改めてお聞きしたい。

○中野大臣政務官 恐らく一義的には、防衛局等を通じて防衛省の方からいろいろな形で在日米軍を含めて申し入れをしていると思うんですね。ただ、外務省としましては、当然、今委員から御指摘のあった件につきましては、いろいろなところから、それは外務省に対してもお声をいただいております。

今までどういふふうな機会にどのような申し入れをされたかということ、ちよつと私、今この場でお答えするのは非常に難しいわけでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、今これだけ、国民も含めて、オスプレーの配備も含めて、大きな懸念、不安が出ているということでございますから、今後、私たちは、外務省としての立場は、しっかりと説明責任を米側に求めているといふことでございます。

○塩川委員 説明責任と言われても、必要なことさえ確認しようとしていないわけですから、それでどうやって説明責任が果たせるのか。もともと、米側は国内法の適用除外となつて、航空法も適用除外ですから、米軍機がいつどこで飛ぶかというのわからない避けようもないわけで、住民にとって危険な低空飛行訓練であることは変わりません。

最後に、大臣にお尋ねしますけれども、こういったオスプレーの配備について、野田首相が、オスプレー配備自体はアメリカ政府としての基本的な方針で、それをどうこうしろと言う話ではない、こういった説明に対して厳しい怒り、批判の声が上がっているわけです。例えば鳥取の知事なども、米軍の通知を知らせるだけの政府なら、どこに国民主権があるのか、こういう報道もされているところでもあります。

こういったオスプレー配備について、はつきりアメリカ側にノーと言うつもりはありませんか。○川端国務大臣 オスプレーの配備に関して、さまざまな意見、地方自治体からも意見をいただいていることは、私も十分承知しております。

このことに関しましては、主として、日米両政府間で、防衛省を中心としてかなりのやりとりの中で、双方ぎりぎりのところで折り合った結果、事故調査結果が日本政府に提供され、飛行運用の安全性が再確認されるまでの間、日本においていかなるMV22の飛行運用も控えることになったというふうな私たちは聞いておりますが、そのような経緯も含めて、引き続き、防衛省を中心に、適切に説明がされ、地元自治体等の理解が得られるよう対応されることを期待しております。

○塩川委員 安全性の確保といつても、米側の事故報告書を追認するだけでは住民、自治体の心配が払拭できないわけで、これまで、米軍機の低空飛行訓練で、地域住民が多大な被害を受けてまいりました。加えて、危険なオスプレー訓練は認められない。

オスプレー配備中止、低空飛行訓練中止をアメリカ側に強く要求すること、このことを求めて、質問を終わります。

○武正委員長 次に、内閣提出、地方自治法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。川端総務大臣。

地方自治法の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

○川端国務大臣 地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治のさらなる充実を図るため、所要の措置を講ずるものです。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一は、議会制度の見直しに関する事項であり

ます。

普通地方公共団体の議会は、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会によらず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができるとしてあります。また、議長等による臨時会の招集請求があった日から二十日以内に普通地方公共団体の長が臨時会を招集しない場合には、議長が臨時会を招集することとしてあります。

第二は、議会と長との関係に関する制度の見直しに関する事項であります。

再議制度については、現在条例または予算に関する議決について異議があるときにできることとされている再議について、その対象を拡大することとしてあります。また、専決処分制度については、その対象から副知事または副市町村長の選任の同意を除外するとともに、条例または予算に関する専決処分について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならぬこととしてあります。

第三は、直接請求制度の見直しに関する事項であります。

選挙権を有する者の総数が八十万を超える普通地方公共団体について、議会の解散並びに議員、長及び主要公務員の解職請求に必要な署名数を見直すこととしてあります。

第四は、国等による違法確認訴訟制度の創設に関する事項であります。

是正の要求または是正の指示を行った各大臣または都道府県の執行機関は、当該是正の要求または是正の指示を受けた普通地方公共団体の長その他の執行機関が、国地方係争処理委員会等に対する審査の申し出をせず、かつ、当該是正の要求に応じた措置または是正の指示に係る措置を講じないとき等に、高等裁判所に対し、訴えをもって当該普通地方公共団体の不作為の違法の確認を求めることができることとしてあります。

第五は、一部事務組合及び広域連合等の制度の見直しに関する事項であります。

協議会、機関等の共同設置または一部事務組合の関係地方公共団体は、脱退する日の二年前までに他の全ての関係地方公共団体に予告をすることにより、当該協議会等から脱退することができるとしてあります。また、一部事務組合は、当該一部事務組合の議会を構成団体の議会をもって組織することができることにするとともに、広域連合には、執行機関として、長にかえて理事をもって組織する理事会を置くことができることとしてあります。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○武正委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五分散会

#### 地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「において、再議その他の措置を講ずる必要がないと認めるとき」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、再議その他の措置を講じた場合は、この限りでない。

第七十六条第一項及び第四項、第八十条第一項及び第四項、第八十一条並びに第八十六条第一項及び第四項中「四十万を超える場合にあつては、その超える数」を「四十万を超える数に八十万以下の場合にあつては、その四十万を超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場

合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に改める。

第百一条第四項の次に次の二項を加える。

第二項の規定による請求のあつた日から二十日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第一項の規定にかかわらず、議長は、臨時会を招集することができる。

第三項の規定による請求のあつた日から二十日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第一項の規定にかかわらず、議長は、第三項の規定による請求をした者の申出に基づき、当該申出のあつた日から、都道府県及び市にあつては十日以内、町村にあつては六日以内に臨時会を招集しなければならない。

第百二条第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第四項の次に次の一項を加える。

前条第五項又は第六項の場合においては、前項の規定にかかわらず、議長が、同条第二項又は第三項の規定による請求において示された会議に付議すべき事件を臨時会に付議すべき事件として、あらかじめ告示しなければならない。

第二編第六章第三節中第百二条の次に次の一条を加える。

第百二条の二 普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。

前項の議会は、第四項の規定により招集しなければならないものとされる場合を除き、前項の条例で定める日の到来をもつて、普通地方公共団体の長が当該日にこれを招集したものとみなす。

するものとする。

前項の規定により会期が終了した場合には、普通地方公共団体の長は、同項に規定する事由により行われた一般選挙により選出された議員の任期が始まる日から三十日以内に議会を招集しなければならない。この場合においては、その招集の日から同日後の最初の第一項の条例で定める日の前日までを会期とするものとする。

第三項の規定は、前項後段に規定する会期について準用する。

第一項の議会は、条例で、定期的に会議を開く日(以下「定例日」という。)を定めなければならない。

普通地方公共団体の長は、第一項の議会の議長に対し、会議に付議すべき事件を示して定例日以外の日において会議を開くことを請求することができる。この場合において、議長は、当該請求のあつた日から、都道府県及び市にあつては七日以内、町村にあつては三日以内に会議を開かなければならない。

第一項の場合における第七十四条第三項、第百二十一条、第二百四十三条の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の三十九第四項の規定の適用については、第七十四条第三項中「二十日以内」に「二十日以内」とあるのは「二十日以内」と、第百二十一条中「議会の審議」とあるのは「定例日に開かれる会議の審議又は議案の審議」と、第二百四十三条の三第二項及び第三項中「次の議会」とあるのは「次の定例日に開かれる会議」と、第二百五十二条の三十九第四項中「二十日以内」に「二十日以内」とする。

第百九条を次のように改める。

第百九条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

一 議会の運営に関する事項

二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

三 議長の諮問に関する事項

特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。

第百十五条の二の規定は、委員会について準用する。

委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。

前項の規定による議案の提出は、文書をもつてしなければならない。

委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。

前各項に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に關し必要な事項は、条例で定める。

第百九条の二を削る。

第百十条及び第百十一条を次のように改める。

第百十条及び第百十一条 削除

第百十五条の二を第百十五条の三とし、第百十五条の次に次の一条を加える。

第百十五条の二 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害關係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第百二十一条に次のただし書を加える。  
ただし、出席すべき日時に議場に出席できないことについて正当な理由がある場合において、その旨を議長に届け出たときは、この限りでない。

第百二十七条第一項中「第九十二条の二の下に「第二百八十七条の二第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。」を加え、「同条」を「第九十二条の二」に改める。

第百七十六条第一項中「における条例の制定若しくは改廃又は予算に関する議決を」の議決に、「定が」を「定めが」に、「外」を「ほか」に、「送付を受けた日」を「議決の日(条例の制定若しくは改廃又は予算に関する議決については、その送付を受けた日)」に改め、同条第三項中「議決」の下に「のうち条例の制定若しくは改廃又は予算に関するもの」を加える。

第百七十七条第二項中「議会」を「普通地方公共団体の議会」に、「左に」を「次に」に、「ついても、また、前項と同様とする」を「ついても、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付さなければならない」に改め、同項第一号中「基き」を「基づき」に改め、同条第四項中「第二項第二号」を「第一項第二号」に改め、同条第一項を削る。

第百七十九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第百六十二条の規定による副知事又は副市長の選任の同意については、この限りでない。

第百七十九条に次の一項を加える。

前項の場合において、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に關して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。

第二百七条中「第百条第一項」の下に「(第二百八十七条の二第七項において準用する場合を含む。)」を加え、「第百九条第六項(第百九条の二第五項及び第百十条第五項)」を「第百九条の二第五項(第百九条第五項)」に、「第百九条第五項(第百九条の二第五項及び第百十条第五項)」を「第百九条第五項」に改める。

の二第二項(第九百九条第五項)に改める。  
第二百五十条の二第二項中「本款を」この款に、「第二百五十二条第一項を」第二百五十一条の六第一項に改める。

第二編第十一章第二節第五款中第二百五十二条第二百五十一条の六とし、同条の次に次の二条を加える。

(普通地方公共団体の不作為に関する国の訴えの提起)

第二百五十一条の七 第二百四十五条の五第一項若しくは第四項の規定による是正の要求又は第二百四十五条の七第一項若しくは第四項の規定による指示を行つた各大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、高等裁判所に対し、当該是正の要求又は指示を受けた普通地方公共団体の不作為(是正の要求又は指示を受けた普通地方公共団体の行政庁が、相当の期間内に是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じなければならぬにもかかわらず、これを講じないことをいう。以下この項、次条及び第二百五十二条の十七の四第三項において同じ。)に係る普通地方公共団体の行政庁(当該是正の要求又は指示があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁)を被告として、訴えをもつて当該普通地方公共団体の不作為の違法の確認を求めることができる。

一 普通地方公共団体の長その他の執行機関が当該是正の要求又は指示に関する第二百五十二条の十三第一項の規定による審査の申出をせず(審査の申出後に第二百五十二条の十七第一項の規定により当該審査の申出が取り下げられた場合を含む。)、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じないとき。

二 普通地方公共団体の長その他の執行機関が当該是正の要求又は指示に関する第二百五十二条の十三第一項の規定による審査の申出をした場合において、次に掲げるとき。

イ 委員会が第二百五十二条の十四第一項又は

第二項の規定による審査の結果又は勧告の内容の通知をした場合において、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関が第二百五十二条の五第一項の規定による当該是正の要求又は指示の取消しを求める訴えの提起をせず(訴えの提起後に当該訴えが取り下げられた場合を含む。ロにおいて同じ。)、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じないとき。

ロ 委員会が当該審査の申出をした日から九十日を経過しても第二百五十二条の十四第一項又は第二項の規定による審査又は勧告を行わない場合において、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関が第二百五十二条の五第一項の規定による当該是正の要求又は指示の取消しを求める訴えの提起をせず、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じないとき。

2 前項の訴えは、次に掲げる期間が経過するまでは、提起することができない。

一 前項第一号の場合は、第二百五十二条の十三第四項本文の期間

二 前項第二号イの場合は、第二百五十二条の五第二項第一号、第二号又は第四号に掲げる期間

三 前項第二号ロの場合は、第二百五十二条の五第二項第三号に掲げる期間

3 第二百五十二条の五第三項から第六項までの規定は、第一項の訴えについて準用する。

4 第一項の訴えについては、行政事件訴訟法第四十三条第三項の規定にかかわらず、同法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定は、準用しない。

5 前各項に定めるもののほか、第一項の訴えについては、主張及び証拠の申出の時期の制限その他審理の促進に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(起)  
第二百五十二条 第二百四十五条の五第二項の指示を行つた各大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第三項の規定による是正の要求を行つた都道府県の執行機関に対し、高等裁判所に対し、当該是正の要求を受けた市町村の不作為に係る市町村の行政庁(当該是正の要求があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁。次項において同じ。)を被告として、訴えをもつて当該市町村の不作為の違法の確認を求めるよう指示をすることができる。

一 市町村長その他の市町村の執行機関が当該是正の要求に関する第二百五十一条の三第一項の規定により準用する第二百五十二条の十七第一項の規定により当該申出が取り下げられた場合を含む。)、かつ、当該是正の要求に応じた措置を講じないとき。

二 市町村長その他の市町村の執行機関が当該是正の要求に関する第二百五十一条の三第一項の規定により準用する第二百五十二条の十七第一項の規定により当該申出が取り下げられた場合を含む。)、かつ、当該是正の要求に応じた措置を講じないとき。

三 自治紛争処理委員が第二百五十一条の三第五項において準用する第二百五十二条の十四第一項の規定による審査の結果又は勧告の内容の通知をした場合において、当該市町村長その他の市町村の執行機関が第二百五十一条の六第一項の規定による当該是正の要求の取消しを求める訴えの提起をせず(訴えの提起後に当該訴えが取り下げられた場合を含む。ロにおいて同じ。)、かつ、当該是正の要求に応じた措置を講じないとき。

ロ 自治紛争処理委員が当該申出をした日から九十日を経過しても第二百五十一条の三第五項において準用する第二百五十二条の十四第一項の規定による審査又は勧告を行わない場合において、当該市町村長その他の

市町村の執行機関が第二百五十一条の六第一項の規定による当該是正の要求の取消しを求める訴えの提起をせず(訴えの提起後に当該訴えが取り下げられた場合を含む。ロにおいて同じ。)、かつ、当該指示に係る措置を講じないとき。

口 自治紛争処理委員が当該申出をした日から九十日を経過しても第二百五十一条の三第五項において準用する第二百五十条の十四第二項の規定による審査又は勧告を行わない場合において、当該市町村長その他の市町村の執行機関が第二百五十一条の六第六項の規定による当該指示の取消しを求めずる訴えの提起をせず、かつ、当該指示に係る措置を講じないとき。

4 第二百五十五条の七第三項の指示を行った各大臣は、前項の都道府県の執行機関に対し、同項の規定による訴えの提起に関し、必要な指示をすることができる。

5 第二項及び第三項の訴えは、次に掲げる期間が経過するまでは、提起することができない。

一 第一項第一号及び第三項第一号の場合は、第二百五十一条の三第五項において準用する第二百五十条の十三第四項本文の期間

二 第一項第二号イ及び第三項第二号イの場合は、第二百五十一条の六第二項第一号、第二号又は第四号に掲げる期間

三 第一項第二号ロ及び第三項第二号ロの場合は、第二百五十一条の六第二項第三号に掲げる期間

6 第二百五十一条の五第三項から第六項までの規定は、第二項及び第三項の訴えについて準用する。この場合において、同条第三項中「当該普通地方公共団体の区域」とあるのは、「当該市町村の区域」と読み替えるものとする。

7 第二項及び第三項の訴えについては、行政事件訴訟法第四十三條第三項の規定にかかわらず、同法第四十條第二項及び第四十一條第二項の規定は、準用しない。

8 前各項に定めるもののほか、第二項及び第三項の訴えについては、主張及び証拠の申出の時期の制限その他審理の促進に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第二編第十一章第三節第一款第二百五十二条の六の次に次の一条を加える。

(脱退による協議会の組織の変更及び廃止の特例)

第二百五十二条の六の二 前条の規定にかかわらず、協議会を設ける普通地方公共団体は、その議会の議決を経て、脱退する日の二年前までに他の全ての関係普通地方公共団体に書面で予告をすることにより、協議会から脱退することができる。

2 前項の予告を受けた関係普通地方公共団体は、当該予告をした普通地方公共団体が脱退する時までに、第二百五十二条の二第一項から第三項までの例により、当該脱退により必要となる規約の変更を行わなければならない。ただし、第二百五十二条の四第一項第二号に掲げる事項のみに係る規約の変更については、第二百五十二条の二第三項本文の例によらないものとする。

3 第一項の予告の撤回は、他の全ての関係普通地方公共団体が協議会の議決を経て同意をした場合に限り、することができる。この場合において、同項の予告をした普通地方公共団体が他の関係普通地方公共団体に当該予告の撤回について同意を求めるに当たつては、あらかじめ、その協議会の議決を経なければならない。

4 普通地方公共団体は、第一項の規定により協議会から脱退したときは、その旨を告示しなければならない。

5 第一項の規定による脱退により協議会を設ける普通地方公共団体が一となつたときは、当該協議会は廃止されるものとする。この場合において、当該普通地方公共団体は、その旨を告示するとともに、第二百五十二条の二第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

第二百五十二条の七の次に次の一条を加える。  
(脱退による機関等の共同設置の変更及び廃止の特例)

第二百五十二条の七の二 前条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定により機関等を共

同設置する普通地方公共団体は、その議会の議決を経て、脱退する日の二年前までに他の全ての関係普通地方公共団体に書面で予告をすることにより、共同設置から脱退することができる。

2 前項の予告を受けた関係普通地方公共団体は、当該予告をした普通地方公共団体が脱退する時までに、協議して当該脱退により必要となる規約の変更を行わなければならない。

3 第二百五十二条の二第二項及び第三項本文の規定は、前項の場合について準用する。ただし、次条第二号(第二百五十二条の十三において準用する場合を含む。)に掲げる事項のみに係る規約の変更については、第二百五十二条の二第三項本文の規定は、準用しない。

4 第一項の予告の撤回は、他の全ての関係普通地方公共団体が協議会の議決を経て同意をした場合に限り、することができる。この場合において、同項の予告をした普通地方公共団体が他の関係普通地方公共団体に当該予告の撤回について同意を求めるに当たつては、あらかじめ、その協議会の議決を経なければならない。

5 普通地方公共団体は、第一項の規定により機関等の共同設置から脱退したときは、その旨を告示しなければならない。

6 第一項の規定による脱退により機関等を共同設置する普通地方公共団体が一となつたときは、当該共同設置は廃止されるものとする。この場合において、当該普通地方公共団体は、その旨を告示するとともに、第二百五十二条の二第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

第二百五十二条の八中「前条」を「第二百五十二条の七」に改める。

第二百五十二条の十七の四中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。  
3 第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務のうち自治事務の処理について第二百四

十五條の五第三項の規定による是正の要求第一項の規定による是正の要求を含む。)を行った都道府県知事は、第二百五十二条第一項各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する各大臣の指示がない場合であつても、同条第二項の規定により、訴えをもつて当該是正の要求を受けた市町村の不作為の違法の確認を求めることができる。

第二百五十五条の五中「第二百五十二条の十七の四第三項」を「第二百五十二条の十七の四第四項」に改める。

第二百八十六条第一項中「組織する地方公共団体」の下に「(以下この節において「構成団体」という。)」を加え、同項ただし書中「次条第一項第一号」を「第二百八十七条第一項第一号」に改め、同条第二項中「次条第一項第一号」を「第二百八十七条第一項第一号」に、「関係地方公共団体」を「構成団体」に改め、同条の次に次の一条を加える。  
(脱退による組織、事務及び規約の変更の特例)

第二百八十六条の二 前条第一項本文の規定にかかわらず、構成団体は、その議会の議決を経て、脱退する日の二年前までに他の全ての構成団体に書面で予告をすることにより、一部事務組合から脱退することができる。

2 前項の予告を受けた構成団体は、当該予告をした構成団体が脱退する時までに、前条の例により、当該脱退により必要となる規約の変更を行わなければならない。この場合において、同条中「第二百八十七条第一項第一号」とあるのは、「第二百八十七条第一項第一号、第二号」とする。

3 第一項の予告の撤回は、他の全ての構成団体が協議会の議決を経て同意をした場合に限り、することができる。この場合において、同項の予告をした構成団体が他の構成団体に当該予告の撤回について同意を求めるに当たつては、あらかじめ、その議会の議決を経なければならない。

4 第一項の規定による脱退により一部事務組合

の構成団体が一となったときは、当該一部事務組合は解散するものとする。この場合において、当該構成団体は、前条第一項本文の例により、総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

第二百八十七條第一項第二号中「を組織する地方公共団体」を「の構成団体」に改め、同条第二項中「次条第二項を第二百八十七條の三第二項に、」を組織する地方公共団体」を「の構成団体」に、「地方公共団体の長」を「長」に改める。

第二百八十七條の三「を組織する地方公共団体」を「の構成団体」に改め、同条を第二百八十七條の四とし、第二百八十七條の二を第二百八十七條の三とし、第二百八十七條の次に次の一条を加える。

(特例一部事務組合)

第二百八十七條の二 一部事務組合(一部事務組合を構成団体とするもの並びに第二百八十五條に規定する場合に設けられたもの及び次条第二項の規定により管理者に代えて理事会を置くものを除く)は、規約で定めるところにより、当該一部事務組合の議会を構成団体の議会をもつて組織することとすることができる。

2 前項の規定によりその議会を構成団体の議会をもつて組織することとした一部事務組合(以下この条において「特例一部事務組合」という。)の管理者は、この法律その他の法令の規定により一部事務組合の管理者が一部事務組合の議会に付議することとされている事件があるときは、構成団体の長を通じて、当該事件に係る議案を全ての構成団体の議会に提出しなければならない。

3 前項の規定により同項に規定する事件に係る議案の提出を受けた構成団体の議会は、当該事件を議決するものとする。

4 構成団体の議会の議長は、前項の議決があつたときは、当該構成団体の長を通じて、議決の結果を特例一部事務組合の管理者に送付しなければならない。

5 特例一部事務組合にあつては、第二項に規定する事件の議会の議決は、当該議会を組織する構成団体の議会の一致する議決によらなければならない。

6 特例一部事務組合にあつては、この法律その他の法令の規定により一部事務組合の執行機関が一部事務組合の議会に報告し、提出し、又は勧告することとされている事項の議会への報告、提出又は勧告は、当該特例一部事務組合の執行機関が構成団体の長を通じて当該事項を全ての構成団体の議会に報告し、提出し、又は勧告することによつて行うものとする。

7 前編第六章第一節(第九十二條の二の規定に限る。)第二節(第百條第十四項から第十九項までを除く。)及び第七節の規定は、特例一部事務組合の議会について準用する。この場合において、第九十二條の二、第九十八條、第九十九條、第百條第一項から第五項まで及び第八項から第十三項まで、第百條の二並びに第二百五條中「普通地方公共団体の議会」とあり、及び「議会」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会」と、第九十七條第一項中「法律」とあるのは「規約で定めるところにより、法律」と、第百二十四條中「議員」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会の議員」と、「請願書」とあるのは「当該構成団体の議会に請願書」と読み替えるものとする。

8 第二百九十二條の規定によりこの法律中都道府県、市又は町村に関する規定を特例一部事務組合に準用する場合においては、第十六條第二項中「前項の規定により条例」とあるのは「第二百八十七條の二第四項の規定により特例一部事務組合(同条第二項に規定する特例一部事務組合をいう。以下同じ。)の全ての構成団体(第二百八十六條第一項に規定する構成団体をいう。以下同じ。)の議会の議長から条例に関する議決の結果」と、「これを」とあるのは「当該条例を」と、第百四十五條中「都道府県知事」とあるのは「都道府県の加入する特例一部事務組合の管理者」と、

者」と、「市町村長」とあるのは「都道府県の加入しない特例一部事務組合の管理者」と、「普通地方公共団体の議会の議長」とあるのは「特例一部事務組合の全ての構成団体の議会の議長」と、第百六十五條第一項中「普通地方公共団体の議会の議長」とあるのは「特例一部事務組合の全ての構成団体の議会の議長」と、第百七十六條(第三項を除く。)、第百七十七條第一項及び第二項、第百七十九條第二項から第四項まで、第百八十条、第百九十九條第二項、第二百四十二條第九項、第二百四十二條の二第一項及び第二項、第二百五十二條の二十八第三項、第二百五十二條の三十三第一項、第二百五十二條の三十四、第二百五十二條の四十(第四項を除く。)並びに第二百五十六條中「普通地方公共団体の議会」とあり、及び「議会」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会」と、第百七十六條第五項中「都道府県知事にあつては」とあるのは「都道府県の加入する特例一部事務組合の管理者にあつては」と、「市町村長」とあるのは「都道府県の加入しない特例一部事務組合の管理者」と、第百七十九條第一項中「普通地方公共団体の議会」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会」と、「議会」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会の」と、「議会を招集する」とあるのは「議決を経る」と、「議会に」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会に」と、「を処分する」とあるのは「これについて第二百八十七條の二第三項の議決があつたものとみなす」と、第百八十条第一項中「これを専決処分にする」とあるのは「これについて第二百八十七條の二第三項の議決があつたものとみなす」と、同条第二項中「専決処分をしたときは」とあるのは「議決があつたものとみなしたときは」と、第二百九十九條第二項中「前項の規定により予算」とあるのは「第二百八十七條の二第四項の規定により特例一部事務組合の全ての構成団体の議会の議長から予算に関する議決の結果」と、「その要領」とあるのは「当該予算の要領」と、第二百

五十二條の三十七第五項中「議会」とあるのは「全ての構成団体の議会」と、第二百五十二條の三十八第六項中「議会」とあるのは「構成団体の議会」と、第二百五十二條の四十第四項中「議会から」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会から」と読み替えるものとする。

9 特例一部事務組合にあつては、前条第一項第六号の規定にかかわらず、この法律その他の法令の規定により一部事務組合の監査委員の事務は、規約で定める構成団体の監査委員が行うものとする。ことができる。

第二百八十八條中「関係地方公共団体」を「構成団体」に改める。

第二百八十九條中「第二百八十六條の下に、」第二百八十六條の二を加える。

第二百九十条中「第二百八十八條及び前条を(第二百八十六條の二第二項の規定によりその例によることとされる場合)同項の規定による規約の変更が第二百八十七條第一項第二号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。」を含む。及び前二條に改める。

第二百九十一條第一項中「を組織する地方公共団体」を「の構成団体」に改める。

第二百九十一條の二第四項中「広域連合の長の下に(第二百九十一條の十三において準用する第二百八十七條の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会。第二百九十一條の四第四項、第二百九十一條の五第二項、第二百九十一條の六第一項及び第二百九十一條の八第二項を除き、以下同じ。)」を加える。

第二百九十一條の四第四項中「議員又は長」の下に「(第二百九十一條の十三において準用する第二百八十七條の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事。次条第二項及び第二百九十一條の六第一項において同じ。)」を加え、「地方公共団体の長」を「長」に改める。

第二百九十一條の六第二項及び第五項中「四十万を超える場合にあつては、その超える数を」を「四

十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に改める。

第二百九十一条の八第二項中「広域連台の長の下に」(第二百九十一条の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事)を、「から広域連合の長」の下に(第二百九十一条の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会)を加える。

第二百九十一条の十三中「第二百八十七条の三を」(第二百八十七条の三第二項、第二百八十七条の四に、「同条」を「第二百八十七条の三第二項中」第二百八十五条の一部事務組合とあるのは「広域連合」と、第二百八十九条に改め、「第二百八十六條」の下に「第二百八十六條の二」を加え、「あるのは」を「あるのは二」に改める。

第二百九十八条第一項中「市町村が処理する第一号法定受託事務に係るものに限る。」の下に「第二百五十二条第二項の規定により処理することとされている事務、同条第三項の規定により処理することとされている事務(市町村が処理する第一号法定受託事務に係るものに限る。)」を、「第二

百五十二条の十七の四第一項」の下に「及び第三項」を加え、「第二百八十六條第一項及び第二項」を「第二百八十六條(第二百八十六條の二第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む。及び第二百八十六條の二第四項)に改める。

別表第一 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の項中「第二百五十二条の十七の四第一項」の下に「及び第三項」を加え、同表農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第四十八号)の項、更生保護法(平成十九年法律第八十八号)の項、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十三号)の項、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律(平成二十年法律第八十一号)の項、日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一号)の項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成二十二年法律第三十四号)の項、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)の項及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)の項の次に次のように加える。

別表第一 平成二十二年法律等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)の項の次に次のように加える。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十三号) 第二十一条第一項及び第二項、第二十二條並びに第二十三条第四項(これらの規定を第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により市町村が処理することとされている事務

別表第一 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)の項の次に次のように加える。

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第四十八号) 第七條第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務

日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一号) この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務

更生保護法(平成十九年法律第八十八号) 第九十八條第二項の規定により市町村が処理することとされている事務

別表第一 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成二十年法律第八十号)の項の次に次のように加える。

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律(平成二十年法律第八十一号) 第十六條第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務及び同条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務

別表第一 消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)の項の次に次のように加える。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号) 附則第二十七條第一項の規定により市町村が処理することとされている事務

別表第一 平成二十二年法律等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)の項の次に次のように加える。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成二十二年法律第三十四号) 附則第六條第一項及び第三項の規定により都道府県が行うこととされている事務

別表第一 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律(平成二十三年法律第六十四号)の項の次に次のように加える。

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号) この法律(第二十四条から第二十七条まで及び第三十四条を除く。)の規定により市町村が処理することとされている事務(第十六條第一項の規定により読み替えられた第六條第一項、第七條第一項及び第十三條第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。)

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七十六條、第八十條、第八十一條、第八十六條及び第九十九條の改正規定、第一百十條、第一百十一條、第一百二十七條第一項、第二百七條及び第二百五十條の二第一項の改正規定、第二編第十一章第二

節第五款中第二百五十二条を第二百五十一条の六とし、同条の次に二条を加える改正規定、同章第三節第一款中第二百五十二条の六の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条の七の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条の八、第二百五十二条の十七の四、第二百五十五条の五及び第二百八十六条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第二百八十七条及び第二百八十七条の三の改正規定、同条を第二百八十七条の四とし、第二百八十七条の二を第二百八十七条の三とし、第二百八十七条の次に一条を加える改正規定、第二百八十八条から第二百九十条まで、第二百九十一条第一項、第二百九十一条の二第四項、第二百九十一条の六、第二百九十一条の八第二項、第二百九十一条の十三及び第二百九十一条の十八第一項の改正規定並びに別表第一「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」昭和三十一年法律第六十二号の項の改正規定並びに附則第三条、第六条、第八条及び第十条から第十四条までの規定、附則第十五条中市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第十四条第四項第二号の改正規定並びに附則第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）  
第二条 この法律による改正前の地方自治法（以下「旧法」という。）第十六条第一項の規定によりこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に条例の送付を受けた場合におけるこの法律による改正後の地方自治法（以下「新法」という。）第十六条第二項の規定の適用については、施行日を同項の条例の送付を受けた日とみなす。  
第三条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）前の直近の公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者の総数

が八十万を超える普通地方公共団体の選挙管理委員会は、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数を、附則第一条ただし書に規定する規定の施行後直ちに告示しなければならない。  
第四条 新法第七百七十六条第一項から第三項まで及び第七百七十七条の規定は、施行日以後にされる普通地方公共団体の議会の議決について適用し、施行日前にされた普通地方公共団体の議会の議決については、なお従前の例による。  
第五条 施行日から一部施行日の前日までの間における旧法第二百七条の規定の適用については、同条中「第百九条第六項（第百九条の二第五項及び第百十條第五項において準用する場合を含む。）とあるのは「第百九条第六項（第百九条の二第五項及び第百十條第五項において準用する場合を含む。）及び第百十五條の二第二項」とあるのは「第百九条第五項（第百九条の二第五項及び第百十條第五項において準用する場合を含む。）及び第百十五條の二第二項」とする。  
第六条 新法第二百五十一条の七の規定は、一部施行日以後に行われる新法第二百四十五条の五第一項若しくは第四項の規定による是正の要求又は新法第二百四十五条の七第一項若しくは第四項の規定による指示に係る普通地方公共団体の不作為（新法第二百五十一条の七第一項に規定する不作為をいう。次項において同じ。）について適用する。

2 新法第二百五十二条の規定は、一部施行日以後に行われる新法第二百四十五条の五第三項の規定による是正の要求（新法第二百五十二条の十七の四第一項の規定による是正の要求を含む。）又は新法第二百四十五条の七第二項の規定による指示に係る市町村の不作為について適用する。  
（政令への委任）  
第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。  
（生活保護法の一部改正）  
第八条 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。  
第八十二条中「管理者」の下に「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会」を、「広域連合の長」の下に「同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会。第八項及び第十項において同じ。」を加え、同条第九項中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。  
第六十三条中「第二百五十二条の十七の四第一項」の下に「及び第三項」を加える。  
（児童扶養手当法の一部改正）  
第十一条 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。  
第三十三条の二中「管理者」の下に「地方自治法第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会」を、「広域連合の長」の下に「同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会」を加える。  
（特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正）  
第十二条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和二十九年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。  
第三十九条中「管理者」の下に「地方自治法第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会」を、「広域連合の長」の下に「同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会」を加える。  
（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正）

第八十二条中「四十万を超える場合にあっては、そのを超える数」を「四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改める。  
（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）  
第十条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。  
第八条第一項中「四十万を超える場合にあっては、そのを超える数」を「四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改める。  
（児童扶養手当法の一部改正）  
第十一条 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。  
第三十三条の二中「管理者」の下に「地方自治法第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会」を、「広域連合の長」の下に「同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会」を加える。  
（特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正）  
第十二条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和二十九年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。  
第三十九条中「管理者」の下に「地方自治法第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会」を、「広域連合の長」の下に「同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会」を加える。  
（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正）

第五十五条第九項中「及び第三項」を、「第三項及び第四項」に改め、同条第十項中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。  
第六十条第三項中「すべて」を「全て」に、「第二百五十二条の二第二項の規定により」を「第二百五十二条の三第二項の規定により管理者に代えて」に改め、「又は長」の下に「同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会。第八項及び第十項において同じ。」を加え、同条第九項中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。  
第六十三条中「第二百五十二条の十七の四第一項」の下に「及び第三項」を加える。  
（児童扶養手当法の一部改正）  
第十一条 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。  
第三十三条の二中「管理者」の下に「地方自治法第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会」を、「広域連合の長」の下に「同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会」を加える。  
（特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正）  
第十二条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和二十九年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。  
第三十九条中「管理者」の下に「地方自治法第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会」を、「広域連合の長」の下に「同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会」を加える。  
（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正）

第十三条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第百三十五条第一項中「後期高齢者医療広域連合の長」の下に「（地方自治法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く後期高齢者医療広域連合にあつては、理事会。次項において同じ。）を加える。

（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正）

第十四条 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第二百八十七条の三第二項の規定により」を「第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて」に改め、「広域連合の長」の下に「（同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会。以下同じ。）を加える。

（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正）

第十五条 市町村の合併の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第二項中「市町村（以下この条の下に及び第五条の二第一項を加える。

第五条第一項中「この条の下に」及び次条第二項を加え、同条の次に次の一条を加える。

（地方自治法第二百二条の二第一項の議会に関する特例）

第五条の二 合併請求市町村又は合併対象市町村の議会が地方自治法第二百二条の二第一項の議会である場合における第四条第五項の規定の適用については、同項中「六十日以内に、それぞれ議会を招集し」とあるのは、「六十日以内に」とする。

平成二十四年八月一日印刷

「六十日以内に、それぞれ議会を招集し」とあるのは、「六十日以内に」とする。

第六条第五項中「前条第二十七項」を「第五条第二十七項」に、「前条第一項」を「第五条第一項」に改める。

第十四条第四項第二号中「第二百八十七条の三第二項」を「第二百八十七条の三第二項」に改め、「広域連合の長」の下に「（同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会。次項及び次条において同じ。）を加える。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正）

第十六条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第二項及び第五項並びに第百八十五条第二項中「（地方自治法第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く一部事務組合にあつては、理事。以下同じ。）又は長」を「又は長（地方自治法第二百八十七条の三第二項（同法第二百九十一条の十三において準用する場合を含む。）の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く消防組合にあつては、理事。以下同じ。）に改める。

理由

地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治の更なる充実に図るため、議会の招集手続及び会期制度並びに再議及び専決処分制度の見直し等の措置を講ずるとともに、直接請求に必要な署名数要件の緩和を行い、あわせて国等による違法確認訴訟制度の創設、一部事務組合の制度の見直し等の措置を講ずるほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十四年八月二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局